

会議録
令和元年第2回更別村議会定例会
第1日（令和元年6月3日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 令和元年度村政執行方針、令和元年度教育行政執行方針
- 第 7 報告第 1 号 平成30年度一般会計繰越明許費の件
- 第 8 議案第31号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第 9 議案第32号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第10 議案第33号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第11 議案第34号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第12 議案第35号 更別村森林環境譲与税基金条例制定の件
- 第13 議案第36号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第37号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件
- 第16 議案第39号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件
- 第17 議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件
- 第18 議案第41号 動産の買入の件
- 第19 議案第42号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件
- 第20 議案第43号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件
- 第21 議案第44号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第22 議案第45号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	西 海 健
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	道 見 克 浩
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会 計 管 理 者	小野寺 達 弥
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総 務 課 参 事	女ヶ澤 廣 美
企画政策課長	佐 藤 敬 貴	産 業 課 長	本 内 秀 明
住民生活課長	佐 藤 成 芳	建設水道課長	新 関 保
保健福祉課長	安 部 昭 彦	子 育 て 応 援 長 課	宮 永 博 和
診療所事務長	酒 井 智 寛	教 育 委 員 会 幹 事 務 局 主 幹	伊 東 秀 行
学 校 給 食 センター主幹	渡 辺 秀 樹	農 業 委 員 会 幹 事 務 局 長	小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	高 橋 祐 二	書 記	高 瀬 大 輔
書 記	渡 辺 伸 一		

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第 2 回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和元年第 2 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本年は、例年より積雪が少なく、圃場の凍結による春耕期への影響が懸念され、引き続き強風、高温、干ばつ等による作物への被害も心配されたところではありますが、その後の好天や適度の降水にも恵まれ農作業も進み、喫緊の作況状況もおおむね順調な状況で推移しているとの報告がなされています。今後安定した天候が続き、堅調な農作業が進む中、豊穡の出来秋を迎えられることを切に願うものであります。

先日米国のトランプ大統領が来日し、TAG 日米物品貿易協定交渉等での先行きの不透明さに加え、TPP や EPA 以上に譲歩が求められるのではないかと生産者の声や懸念が広がっています。本村の基幹産業である農業と地域経済を守るためにより一層今後の展開に注目をしながら対応策の確実な実施や施策を道や国、関係機関へ求め、今後の働きかけを強固なものにしていかなければなりません。改めて本村の農業を守り発展させるため、生産者、JA さらべつ、商工会とタッグを組み、全力を尽くす所存であります。

一方、経済情勢におきましては、国内での景気回復基調が地方においてまだまだ肌で感ずることのできない状況が続いている中、10 月には消費税率の 10% アップが予定されています。幼稚園や保育園、教育関係、その他で無償化が図られる中、一般住民生活においては生活関連物資や食料品、電気料金等への転嫁による大幅な物価上昇も想定をされております。さらには、農業分野を含むさまざまな分野での国内、海外輸入資材や飼料等の値上がりなど、国民経済、農業に与える影響は非常に大きいのではないかと懸念の声も聞かれます。また、依然として勢いが弱まらない少子高齢化、人口減少という大きな課題が提起される中、地域の活性化を目指す地方創生や総合戦略、第 6 期総合計画に登載された各分野での施策を着実に実行し、持続可能な村づくりに向けた取り組みも推進しなければなりません。国内外や村をめぐるこのような厳しい情勢のもと、私は公約に掲げました住みたい村、住み続けたい村、働ける村、活力ある村、訪れたい村、つながりたい村の村づくり 3 原則の理念をモットーに、これまで以上に住民の皆さんとの情報と意識の共有化を図り、地方自治の原点に立ち返りながら子どもからお年寄りまで笑い声と笑顔の絶えない一人一人が輝く村づくりに「地方創生、行動すべきは今」の合い言葉のもと、職員一丸となって邁進していきたいと考えております。改めて議員各位の皆様方のご理解とご協力、ご

指導、ご鞭撻を切にお願いするものであります。

本定例会は、選挙後としておりました村政執行方針並びに教育行政執行方針を申し上げ、関連する政策予算の補正等を初め、提出案件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、小谷さん、4番、松橋さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月27日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日6月3日から6月7日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月3日より7日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配付しておきましたからご了承願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 一般行政報告の口頭についての補足説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1番の農作物の生育状況でありますけれども、お配りした別紙をごらんいただきたいと思います。6月1日現在、農作物生育状況調査報告書であります。雪解けが早く、まきつけ作業が早く、例年より成長はおおむねよいというような状況を聞いております。春作業はほぼ終了と伺っております。そこに右側に書いてありますように、小麦の一部で枯れ上がりの状況が見られる。豆類については、少雨によりばらつきが見られるということでありました。あとの部分については順調であるというふうなことがあります。牧草につきましては雨が少なく生育は停滞しているというような状況であります。今後好天に恵まれて順調に進むことを期待しております。

2の村営牧場の入牧状況ですけれども、これも別紙に書いてあるとおりあります。5月23日現在の入牧状況ということで、そこに合計184頭というふうに書いております。今後カーフセンター等からの放牧等を含めまして全体で200頭を超える見込みというふうになっております。

3番目の更別村情報公開条例の運用状況についてですけれども、平成30年度は請求件数、公開ともに不服申し立て、取り下げ等につきましてゼロ件でありましたということであり

ます。

以上、口頭での補足説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第6 令和元年度村政執行方針、令和元年度教育行政執行方針

○議長 日程第6、令和元年度村政執行方針並びに令和元年度教育行政執行方針について説明の申し出がありました。これを許します。

西山村長。

○村長 村政執行方針を申し上げます。

令和元年第2回更別村議会定例会の開会にあたり、村政執行の所信を申し上げ、村議会並びに村民の皆様への深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は平成27年に村民の皆様への温かいご支援を賜り、村長に就任いたしました。1期目の4年間、公約に掲げた「住みたい、住み続けたい村」「働ける村」「訪れたい村」の村づくり3原則の実現に向けて、子育て支援や高齢者福祉の充実、基幹産業である農業の基盤整備、商工業の支援策の推進、また地方創生やスマート農業の実現に向けた取り組みなど、様々な課題に全力で取り組んでまいりました。

新たな元号「令和」の時代を迎え、そのスタートとなる本年、2期目の重責を担う者として、これまで村民の皆様から賜りました多くのご意見や思いを受け止めながら、村政の運営に全身全霊で取り組む所存であります。

さて昨年は、北海道胆振東部地震の影響による大停電が発生し、北海道民全体の生活に大きな影響を与え、本村でも酪農家や商店などで被害が発生し、改めて日頃の防災対策と対応の重要性について再認識したところであります。

また本村経済を支える農業につきましては、天候不順による影響が心配された中、昨年の農業粗生産額は史上第2位となり、大変安堵したところであります。本年は、例年になく積雪量の少なさから、土壌凍結が進み、春先の農作業の遅れが心配されましたが、これまでは好天が続いており、本年の出来秋に期待するところであります。

一方、国内外の情勢に目を向けますと、グローバル化が進展し、世界と地域との身近なつながりが進む中、農産物を中心とする貿易交渉のみならず、国際社会との協調や技術革新など様々な面において、情報の収集と選択が必要となっています。

今、私たちは、どの世代も体験したことのない、人口減少時代に直面しております。人生100年時代と言われる昨今ですが、若い世代にバトンを渡すには、この厳しい状況をも「チャンス」ととらえ、直面する課題と向き合いながら歩みを進めなければなりません。

これまで取り組んできた、医療や福祉の充実など暮らしの安心を守る施策、あるいは交流人口の増加や人材育成など地方創生に資する施策、産業基盤を強化する施策など、これまで種をまいてきたものが少しずつ芽をだし、花を咲かせようとしています。

地方を取り巻く環境は、引き続き厳しいものがありますが、「第6期総合計画」のテーマである「住みたい、住み続けたいまち」ともにつくろう みんなの夢大地の実現に向け、住民の皆さんそれぞれが、世代や分野を越えて幅広くつながり、生き生きと暮らせる更別

村の実現を目指し、全力で村政運営に当たってまいります。

次に、令和元年度におきまして取り組む各種施策につきまして、総合計画の基本計画で示す基本目標ごとに申し述べさせていただきます。

1 便利に生活できるまちづくり

「土地利用」関連では

本村の自然や美しい景観を大切にしたまちづくりと、効果的な土地利用の調和をめざし、関係法令や各種計画に基づいた土地利用を進めてまいります。

市街地については、花いっぱい運動などの継続や住民協働事業の取り組みなどにより良好な生活環境の保持に努めるとともに、遊休地や空き家などの情報を適切に把握し、空き地空き家バンクの積極的な活用を図ってまいります。

また、更別市街地における農村公園大型遊具や熱中小学校事業を実施する地域創造複合施設など、人の流れを創出する施設を活用し、商店街を中心とする賑わいと活気のあるまちづくりに結び付くよう、取り組んでまいります。

「住宅・宅地」関連では

定住化対策として、更別幼稚園前の宅地の完売、またその後コムニ団地の宅地の完売に伴い、新たな宅地分譲地が必要なことから、すずらん団地の旧商業用地を宅地用として2区画分譲するとともに、今後の分譲地整備に向けて、調査検討を進めてまいります。また、民間分譲の「オークヴィレッジ」と連携を継続し、定住化の促進に努めてまいります。

なお、住宅建設・改修等への支援については制度の見直し等を行い、定住人口の確保及び増加を図ってまいります。

賃貸住宅については、「更別村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した曙団地公営住宅の計画的な改築、改修を推進してまいります。

「上水道」関連では

上水道施設の保全と安定した水の供給を図るため、適正な維持管理に努めるとともに、水道施設の計画的な更新など資産管理のための計画策定に取り組みます。

「排水処理」関連では

公共下水道及び集落排水施設につきましては、衛生的で快適な生活と水質保全を図るため、適正管理に努めるとともに、施設の長寿命化に向けた改修計画に取り組みます。

個別排水処理施設につきましては、農村部の水洗化推進を目的に、住宅建設助成とあわせて事業を推進してまいります。

「道路」関連では

村道につきましては、現在212路線を維持管理しております。道路整備や産業振興を展開する上で基盤となることから、計画的な改修、整備を進めてまいります。

橋りょうにつきましては、安全と維持を図るため、点検調査と計画的な改修を進め、橋の長寿命化を図ります。

国道や道道については、災害及び交通安全対策について、引き続き強く要望してまいり

ます。

「公共交通」関連では

高齢者や運転免許を持たない方など、いわゆる交通弱者の移動手段として、平成8年から「村民バス」を運行していますが、近年、運行路線や運行時間、乗降場所など、個別の要望が増加しています。

併せて高齢化の進展に伴う運転免許証返納者が増加し、村内にはタクシー会社もないことから、今年度から3か年の取組として、関係団体との連携により、実態調査や実証試験を行うこととし、本村に適した新たな移動手段の確保について検討してまいります。

「情報通信」関連では

農業分野においてAIやドローンなど、先端技術を活用した研究を本村をフィールドに進められており、労働力の不足や人材育成など、本村農業の発展に結びつくよう、研究の前進に向けた環境整備に努めてまいります。

主な事業としては、そこに記載してあります。お目通しをお願いするものであります。

次に、7ページにまいります。

2 産業が元気なまちづくり

「農業」関連では

去年は、6月、7月の低温や日照不足による生育の遅れや北海道胆振東部地震による大停電の発生などがありましたが、結果的には史上2番目となる農業粗生産額となり、生産者の皆様の高い営農技術と弛まぬご努力に敬意を表するところであります。

国際貿易交渉につきましては、去年のTPP11の発効に続き日欧EPA協定も発効され、将来的な影響が懸念される中、新たな貿易協定である日米物品貿易協定（TAG）の交渉が開始されています。今後の日米両政府による交渉経過を注視しつつ、農業関係団体などと連携の上、国に対し丁寧な情報提供を求めてまいります。

こうした中、本村の基幹産業である農業を安定的に持続させるためには、いかなる国際状況下においても、次代を担う後継者の方々が希望を持って継承できる更別農業を守ることが何よりも重要であると考えており「快適で魅力ある農村づくり」の実現を目指して各種施策に取り組んでまいります。

農作物の生産性の向上と農作業の合理化を図るため「道営畑地帯総合整備事業」において、農地基盤整備及び南14線排水路の整備を進めるとともに、堆肥投入助成の「土づくり推進事業」及び風害を防ぐための「耕地防風林整備事業」を継続実施してまいります。

酪農・畜産対策では、「畜産クラスター事業」において、良質な自給飼料の確保を推進する自力草地更新事業をはじめとする取り組みを継続実施するほか、フロンガス規制に伴い更新が必要となっているバルククーラーの更新支援を新たに実施してまいります。また、家畜ふん尿の適正処理対策として検討を進めておりますバイオガスプラントの整備につきましては、北海道電力の電力買取りが中断されており、先行き不透明のところではありますが、国の関与による空き容量確保の動向も見据えつつ、適宜適切な対応に努めてまいり

ます。

災害に強い農業基盤整備を図るため、大規模排水路の整備を行う国営事業新規地区の採択に向け、関係機関の要請を行なうほか、1級河川の改修について、引き続き河川管理者等への要請を進めてまいります。

担い手の育成対策としては、関係機関で構成する更別村農業担い手育成センターが中心となって、農業後継者の育成支援を図るほか、農業研修生の受入を促進し、担い手の確保に努めてまいります。また、引き続き担い手推進員を配置し、相談窓口の開設や民間のイベントを積極的に活用した農業者のパートナー対策を推進してまいります。

「林業」関連では

森林を整備することは、地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、快適な生活環境の創出につながるものであることから、平成31年4月1日に施行された森林経営管理法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき「森林環境譲与税活用事業」に取り組んでまいります。

「商工業」関連では

交通網の整備等による生活圏の拡大に伴う購買力の流出や消費者ニーズの多様化等、その環境は、年々厳しさを増してきていることから、地域の雇用を担うほか地域コミュニティ形成の場としても重要な役割を担う商工業の持続的な発展を図るため、平成29年度に制定した「更別村中小企業振興条例」に基づき積極的に施策を進めてまいります。

既存事業者の新たな事業展開等や新規開業者への支援を行うため「ふるさと創生基金事業」を継続して実施するとともに、「中小企業利子補給事業」により経営の基盤強化を図るほか、消費者の購買意欲を喚起しつつ地元購買を推進する「商工業活性化事業」を継続して実施してまいります。

また、本年3月末をもって閉店となったAコープの後継対策につきましては、引き続き関係団体等と協議を進め、方向性が定まり次第、所要の対策を講じてまいりたいと考えております。

「観光」関連では

本村にあるサーキット場を始めオートキャンプ場やパークゴルフ場、すももの里、霧水の撮影スポットなど自然の中で楽しめる観光の場や新たな交流の場として定着してきた農村公園大型遊具などの地域資源を活用した本村ならではの観光を振興するため、村ホームページの活用のほか、民間事業者や観光協会とも連携し、地域おこし協力隊も含めアイデアを出し合い、情報発信に努め、本村の知名度向上につなげてまいります。

また、地域の活性化を始め特産品のPRや交流の機会として、さらべつ大収穫祭、すももの里まつり、全日本ママチャリ耐久レースなど、本村ならではのイベントについて支援をしてまいります。

「起業支援、雇用創出」関連では

起業支援については、意欲ある人材や異業種間の交流などの取り組みから、起業や新規

ビジネスへと発展するよう、金融機関との連携による創業塾を開催するなど、様々な角度から支援してまいります。

雇用対策については、企業等における人手不足を解消するため、無料職業紹介事業「地方版ハローワーク」を継続実施し、村内の潜在的な就業希望者の掘り起こしや移住希望者と企業の結び付けを行うほか、不足する人材を外国人で補う事業所もいることから、新たに「更別村外国人雇用対策事業」を創設し、継続している「更別村地元雇用促進事業」とあわせて雇用支援を行ってまいります。

主な事業としては、お目通しをお願いしたいと思います。

3 心身の健康を支えるまちづくり

「健康づくり、保健」関連では

心身ともに健やかに暮らせる健康づくり、疾病の早期発見や生活習慣病の予防を進めるとともに、医療費の抑制に資するため、特定健康診査と併せて、若い世代を含めた各種健診の積極的な受診勧奨を行ってまいります。

国保データベースシステムの解析によると、本村は糖尿病予備群が多数存在するとの結果が出ています。糖尿病と歯周病には密接な関係があることから、その予防を推進するために、平成30年度からは総合健診に歯科検診を取り入れ、積極的にPRし受診率の向上に努めているところです。

また、乳幼児に対する各種予防接種を積極的に推進するとともに、全村民に対するインフルエンザ予防接種の推進により、村民の健康を守り医療費の抑制に努めます。

平成25年度策定の「第2次どんどん元気さらべつ」の10か年計画に沿って、村民の健康づくりへの意識を高め、引き続き各種保健事業や健康の維持・増進への支援を行っているところですが、昨年実施したアンケート結果も踏まえ、中間評価を行い、村民の健康状態を把握して、今後村の保健事業として優先度合いを付けながら、適切に事業を推進してまいります。

「地域医療」関連では

診療所では、医療法人北海道家庭医療学センターとの医療提携により、医師4名及び作業療法士1名の派遣を受け、診療所運営を行っています。

安定した医療環境を確保していくために、引き続き医療体制の整備に努めることはもとより、医療サービスの向上や、疾病の予防・指導に努め、乳幼児からお年寄りまで、広く村民に信頼される診療所づくりを目指すことからセンターとの医療提携を継続してまいります。

また、地域医療の充実・発展のため、地域医療を支える医師の養成に資するべく、医師や学生の研修受入に積極的な支援・協力を行ってまいります。

高齢化社会への対応として、在宅医療・介護連携コーディネーターと連携した患者の希望にこたえる退院支援、訪問看護ステーションと連携した訪問診療事業、今年度から指定管理者制度で運営を開始した歯科診療所の訪問歯科診療等により、地域包括ケアシステム

の中でも医療分野における役割を果たすよう努めてまいります。

「地域福祉」関連では

安心して暮らせるまちづくりの実現には、本村の地域課題を全村民で共有し、支えあい助け合うという共通認識をもって解決していかなければなりません。

今後も総合的な視点から、地域福祉を一層推進するために、社会福祉協議会、社会福祉法人や各種団体との連携を深め、地域福祉を担うボランティアなどの人材育成に取り組むとともに、社会福祉協議会に配置された生活支援コーディネーターを中心とした地域での支え合い体制づくりを進めてまいります。

また、昨年社会福祉協議会が策定した第6期更別村地域福祉実践計画における取組内容も踏まえつつ、民生委員・児童委員による高齢者などの世帯に対する訪問活動や相談支援、事業者との連携によるSOSネットワークの構築や見守り協定の締結など、村と関係機関の協働により、村民一人ひとりが住みなれた本村で自分らしく暮らすことができる社会の構築を進めてまいります。

また、地域活動の拠点となる社会福祉センターの内部改修を行い、施設の長寿命化にも取り組んでまいります。

「高齢者福祉」関連では

本村でも65歳以上の高齢者人口が年々増加し、本年4月には30%を超え、75歳以上の割合も20%に近づいている中、介護を要する方や認知症の方の増加、それに伴う給付費の増大が予測され、在宅での介護・療養ニーズの高まり等への対応が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、昨年3月に策定しました「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、高齢者の歯と口腔の健康維持のための健康教室を開催するなど、介護予防に向けた取組を進めてまいります。また、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、認知症講演会の開催等により、住民の皆様に理解を広げる取り組みを進めるなど、村民、事業者との有機的連携・協働による「地域包括ケアシステム」を深化・発展させるとともに、地域共生の社会づくりを推進します。

「障がい者福祉」関連では

健康相談や乳幼児健診において障がいの早期発見に努め、必要な支援が受けられるよう相談業務の充実を図るとともに各種支援制度の活用や情報提供に努めてまいります。

また、障害者総合支援法及び昨年3月に策定した「第4期いきいきふれあい計画」に基づき、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むための相談支援の充実、日中活動支援事業、通称サッチャル館や移動支援等の地域生活支援事業の取り組みを進めてまいります。

また、民間法人や関係機関・団体と連携し、障がい者の就労支援などの取り組みを進め

るとともに、高齢者・障がい者・子ども・住民が交流する「ごちゃまぜ」の環境づくりを進めることで、障がいの有無に関わりなく、等しく住み続けることができる地域づくりを進めてまいります。

さらに、障害者差別解消法の理念に基づき相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげていきます。

「社会保障」関連では

本村の国民健康保険の被保険者一人あたり療養諸費は、全道でも有数の低さを維持しておりますが、国保・後期高齢者の医療給付費も介護給付費を含め年々増加してきています。

引き続き、各種健診事業の受診率の向上を目指し、未受診者に対する受診勧奨を行うとともに、昨年3月に策定した更別村国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）による取組を進めることで、肥満と生活習慣病の予防につなげるとともに、早期発見、早期治療を基本として、必要な医療を受けることで、医療給付費、介護給付費の抑制に向けた取り組みを進めてまいります。

また、昨年4月に国民健康保険が北海道全体で1保険者となり、医療費増加によるリスクを全道で分担するとともに、市町村間で大きな差がある保険料水準の平準化を目指すこととされておりますが、本村の被保険者の総数や所得額等を分析し、健康保険を安定的に運営できるようシミュレーションを行い、適正な保険税率を設定するとともに、道と連携しながら事業を運営してまいります。

主な事業は、お目通しをお願いいたします。

4 環境を守り安心して生活できるまちづくり

「防災」関連では

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進するよう努めてまいります。

「消防、救急」関連では

村民の安心・安全を確保するため、消防と関係機関が一体となり、強固な消防体制の維持と円滑な運営に努めてまいります。

また、疾病構造の多様化や急速な高齢化の進展に伴い、高度化する救急需要に対応するため、医療機関との連携強化や広域消防のメリットを活かした訓練を重ねながら、救急隊員の資質向上を図ってまいります。

「交通安全、防犯」関連では

昨年度は、交通死亡事故が発生し目標が途絶えたことから、事故死ゼロの日が長く続くよう、一層の交通安全の啓発を推進してまいります。

高齢者や子どもたちの交通安全教室の開催や講習等の啓発活動を実施し、関係機関・団体等の協力を得ながら、継続的な街頭指導を行います。

小・中学校の通学路の安全確保については、生活安全推進協議会が中心となり、関係機関とともに「通学路の合同点検」を実施し、児童や生徒が安全に通学できるよう取り組みます。

また、犯罪のない社会づくりを目指し、防犯意識の啓発、イベント時等における防犯巡回指導を実施してまいります。

「環境美化、ごみの減量化」関連では

「花いっぱい運動」等を環境美化推進協議会との連携により実施し、本村の景観保全・環境美化に努めてまいります。また、ごみの適正な分別や資源物のリサイクルを推進するなど、美しい村づくりの実現に向け取り組みを進めてまいります。

「環境共生等」関連では

「第4期 更別村地球温暖化対策実行計画」や「更別村地域新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーの活用や省エネ対策の推進、住宅・事業所用の太陽光発電システムの導入支援を継続して進めてまいります。

主な事業としては、お目通しをお願いしたいと思います。

5 人が育つまちづくり

将来の予測が困難の中、子どもたちが主体性をもって問題に立ち向かい解決していく、自立自力の力を育てることが求められています。本村では今年度より村内の小・中学校にコミュニティ・スクールが導入されました。本取り組みにおいては、学校・家庭・地域が協力し、将来の更別村を担う子どもたちの育成に取り組むものであります。

これからはどの職業においてもプログラミング的思考が求められ、社会で生きていくために必要な資質・能力を育んでいかなければなりません。そのため、学校も、これに関わる地域も一体となって情報モラルを身に着けるためのICT教育事業とプログラミング教育の推進を図ってまいります。

また、本村の特産品開発や各種発表会などにおいて、素晴らしい成果を収めている更別農業高等学校に対しては、引き続き各種教育振興の支援を実施すると共に、生徒の確保に努めていきます。

なお、本件に係わる教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

「子育て支援」関連では

村が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めた「更別村子ども・子育て支援計画」の策定及び推進を担う更別村子育て委員会など、より一層、各分野の幅広い意見等を聞きながら、懸案事項でありました学童保育所を含めた放課後の子どもの居場所づくりなど、子育て環境の充実に努めてまいります。

上更別地域の子育て支援の拠点施設、認定こども園上更別幼稚園が開園いたしました。

引き続き、地域での子育て環境の充実を図ってまいります。

また、子どもを安心して産み育てられる子育て支援環境づくりのため、子育て応援課の設置や多子世帯への給食費補助、保育料軽減などを進めてきましたが、子育て応援パッケージやワンストップ行政など、これまでの子育て応援課の機能をより充実させ、子育て、母子保健事業等をさらに推進していきます。

さらに、関係機関との情報共有やコーディネート機能を持つ「子育て世代包括支援センター（さらべつ版ネウボラ）」の更なる充実を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行ってまいります。

「国内外交流」関連では

国内の交流については、友好姉妹都市・東松島市との「どんぐり子ども交流事業」をはじめとする交流事業を継続し、今後も官民を越えて交流の歴史を刻み、互いの絆が深まるよう努めてまいります。

また地方創生関連の取り組みの推進等により、国内外において多様な分野で交流の機会を広げるとともに、交流人口の増加や国際化への対応に努めてまいります。

主な事業としては、お目通しをお願いするものであります。

6 知恵を出し合うまちづくり

「情報発信、移住促進」関連では

「地域おこし協力隊」の配置により、移住や生活体験など本村に関心を持つ方への情報提供やサポートの充実に努めるとともに、自然環境や暮らしやすさ、北海道・十勝らしいイメージなど、本村がもつ魅力の発信を図ってまいります。また、移住体験などを通して移住定住を希望される方への取り組みを、空き地空き家対策や宅地分譲の検討と併せて推進してまいります。

「コミュニティ、協働のまちづくり」関連では

住民や団体の皆さんが、まちづくりを自主的に提案し活動を広げられるよう、協働によるまちづくりを進める所存であります。

住民と行政が「ともに」力を合わせてまちづくりを行う住民協働パートナー事業並びに協働のまちづくり事業を引き続き推進してまいります。

開校から3年目を迎えた「十勝さらべつ熱中小学校」については、住民や生徒間の交流から生じる新たな着想や取り組みにより、多様な人材の育成に結びつくよう、運営を推進するとともに、施設利用環境の改善を図ってまいります。

昨年度より実施しております「さらべつブランディング事業」については、本村におけるブランディング戦略の構築と人材育成の取り組みにより、交流人口や関係人口の拡大を目指すものであり、今年度は市街地におけるブランディングを図るため調査を進めてまいります。

昨年度策定しました「さらべつ版生涯活躍のまち基本構想」については、多くの方に関心やご意見をいただきながら、検討を進めてまいりました。今年度においては、コンセプト

トとして掲げる「ごちゃまぜ」の具現化に向けた検討を行い、実施計画の策定に取り組んでまいります。

また、これまで取り組んでまいりました「スマート農業」の推進に向けた第一歩として、「近未来技術等社会実装事業」を新たに実施してまいります。本村における一次産業の持続的な発展を目指し、無人トラクターやドローンの活用など最先端技術の導入に向けた各種試験の実施と、環境の整備を図ってまいります。

「青年、男女共同参画」関連では

将来の結婚を希望する若い世代の方に、意識の向上に向けた支援とともに、行政と住民・団体等の協働により、出会いの機会や交流の場が提供できるよう取り組みを進めてまいります。

「広報、広聴」関連では

まちづくりに関する情報がわかりやすく伝わるよう、住民目線の広報づくりに努めるとともに、行政と住民がともにまちづくりについて考え、意見や知恵を出し合う場として、行政区懇談会や出前宅配便等を継続して行ってまいります。

次代を担う若い世代の皆さんが、自主的に行う研修等の活動を積極的にサポートし、まちづくりについて考える機会や環境の醸成に努めてまいります。

また、令和4年9月1日に迎える開村75周年の記念事業の一環として、現在、「更別村七十五周年史」の発刊に向けた編さん作業を行っております。村の歴史や特性に関する情報を広く村内外に発信し、また、歴史資料の整理・保存に努め、未来に描く姿を共有するための取り組みを進めてまいります。

「行政運営、財政運営」関連では

新たな行政課題と住民の多様なニーズに対応すべく、限られた人員で効率的に事務事業を推進するため、既存事務事業を分析し、より適正な組織・機構へ見直しを行うとともに、最小の経費で効果的な行政サービスを提供するため、定員管理計画を策定し、計画的に職員数を管理するなど、更別村事務改善計画に基づく取り組みを進めてまいります。

また、職員個々の事務処理能力の向上、行政知識の習得、企画立案能力や資質の向上を図るため、職員研修の実施などにより人材育成に努めます。

また、第6期更別村総合計画の進行管理について、PDCAサイクルにより事業内容を検証するとともに、必要な見直し・修正を行ってまいります。

財政運営については、総合計画に基づく様々な施策を着実に実施していくため、中長期的な収支の見通しを踏まえた、より計画的な財政運営を行うとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、事業内容の精査を行い、予算執行におけるコスト意識を徹底し、業務の効率化を通じて経常経費の縮減に努めます。

また、公共施設は長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などが求められており、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な維持管理により経費の削減に努めます。

主な事業といたしましては、お目通しをお願いします。

以上、令和元年度の村政執行にあたり基本的な方針と、主要な施策について申し上げます。

地方自治体を取り巻く情勢は、今後も厳しさを増す中であり、村づくりを進めていくには総意と工夫が必要であります。

まさに「行動すべきは今」であり、「住民一人ひとりが輝く村づくり」に向けて、職員とともに全力で邁進する所存であります。

村議会議員の皆様、並びに村民の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、村政執行方針といたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 令和元年第2回更別村議会定例会の開会にあたり、令和元年度の更別村教育委員会の所管行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

社会情勢が大きく変化し、将来の予測が困難な時代の中、先人たちの努力により築き上げられてきました更別村を未来に引き継いでいくためには、学校と地域が一体となって次世代を担う人材の育成を進めていかなければなりません。

更別村教育委員会では、平成27年4月1日に施行された新教育委員会制度に基づき、教育行政の執行機関として、新しい時代を担う更別村の子どもたちが、時代の変化に向き合いながら、未来の作り手として健やかに成長し、ふるさとへの誇りや愛着を育むため、村長部局との連携強化を図りながら、今日的な教育行政の課題に取り組み、家庭・学校・地域が一体となった子育てを行うための体制の整備に取り組みます。

又、誰もが主体的に学び続け、心身ともに成長していく生涯学習社会の構築に向けて諸般の施策を進めます。

はじめに、学校教育の推進です。

第一は、教育の内容についてです。

未来を生きる子どもたちには、情報を主体的に捉え、新たな価値の創造に挑んでいくことが益々重要となってきました。スマホやSNSの普及に伴い、トラブルも増大し、情報技術が進化していく時代にふさわしい情報モラルを身に付けていく必要があります。情報機器を操作して、情報を取得・発信することが社会生活の中で当たり前になっており、小学校段階から初歩的な情報活用能力を習得することが求められております。生活が便利になるとともに、どの職業につくにもプログラミング的思考は求められるようになり、これからの社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校の生活や学習においても、日常的にICTを活用できる環境を整備していくことが不可欠といえることから、本村としてもICT活用教育事業とプログラミング教育の推進を図ってまいります。

又、全国学力・学習状況調査などの評価・分析による成果や課題をもとに学校全体で授業の工夫・改善を進め、子どもたちの知識の理解の質を高め、確かな学力を育成してまいります。

学習指導要領の改訂に伴う小学校における外国語教育の教科化などに対応するため、外

国語指導助手の体制強化や教職員の研修の充実に引き続き取り組みます。

これまでも推進してまいりました幼・小・中の連携を関係機関の協力を得ながらさらに深化させ、スタートカリキュラムの編成から学校生活への適応に至るまで、子どもたちの意欲や安心感の醸成に努めてまいります。

健康でたくましい体をつくるためには、体力向上と健康教育の充実が不可欠であり、そのため、全学年全種目による新体力テストの実施と経年比較を実施し、子どもの体力の成果と課題を明らかにし、授業改善や体力づくりを充実させ、様々な運動やスポーツを主体的に取り組む子どもたちを育成してまいります。又、いじめや不登校等の事案に対応するため、スクールカウンセラーを配置し、学校・地域・家庭その他関係者との連携した取り組みをすすめます。

第二は、教育体制の充実についてです。

学校を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、学校教育指導主事存在はたいへん重要なものとなってきました。来年4月からは小学校で、再来年4月からは中学校でそれぞれ新学習指導要領が施行されることを踏まえ、学校現場が混乱しないよう、引き続き指導と助言を行う体制を維持してまいります。

又、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向け、今年度も引き続き特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの子どもたちに丁寧に向き合う教育環境の充実に努めるとともに、教職員の資質向上を図るため、各種研修事業や研究大会等への積極的な参加を支援してまいります。

これまで、2年間の準備期間を経て、今年度よりいよいよ本村でもコミュニティ・スクールが導入されました。昨年度策定されました「更別村コミュニティ・スクール運営マニュアル」に基づき実施される活動や、地域とともにある学校を目指すための活動を支援し、家庭・地域・学校が連携して、子どもたちのためにできることを積極的に取り組める環境づくりを推進するとともに、それらを包括する更別村コミュニティ・スクール委員会での意見交換・情報共有などを通じて、全村的な取り組みとしてふるさと教育の実現につなげられるよう各機関との連携に努めてまいります。

第三は教育環境の整備についてです。

本村では、学校現場における労働環境の改善を図るため、昨年度「更別村アクションプラン」を策定いたしました。本プランに基づき、教職員の働き方を見直し、効果的な教育活動が行われるよう対応してまいります。

昨年度は、老朽化が目立ってきている村内学校教育施設等の長期的な維持管理を適切かつ効率的に行うため、施設の長寿命化計画を策定いたしました。これに基づき、今後は各施設の最終的な整備方針を定めるための検討を進めてまいります。

又、学校施設のアスベスト対策について、封じ込めのための対策工事を実施します。

第四は、幼児教育の推進についてです。

就学前の教育・保育に関する業務を一体的に進めるために、幼稚園部門の運営を子育て

応援課に事務委任し、認定こども園上更別幼稚園を開設して、保育や子育て支援などの機能を加えて業務を開始しております。

幼稚園教育要領に基づく教育課程編成の指導など、教育委員会としての権限に基づく事務については、引き続き関わっていき、幼児教育の質の向上に努めてまいります。

第五は、学校給食の推進についてです。

心身の健全な発達のために、「安全・安心な給食」を安定的に提供することは、学校教育充実のための重要な要素の一つであります。

地元食材を給食に用いることで、郷土を学ぶきっかけにしようとする「ふるさと給食」や、子育て世代の負担軽減を目的とした「学校給食費保護者負担軽減助成」を引き続き実施し、子どもたちの学びの機会と子育て支援の充実を図ります。

尚、今後も安定的においしい給食を子どもたちに提供するため、現在の職員体制が維持されるよう最大限の努力をしてまいります。

第六は、更別農業高等学校に対する支援についてです。

更別農業高等学校では今年4月9日に入学式が行われ、47名の新入生を迎え、新たな学校生活がスタートいたしました。校内や校外で行われる意見発表等では、本村と結びつけた発表が多く、生徒の皆さんが更別村を思い、活動する様子はたいへん力強く感じるところでございます。更に特別支援教育の顕著な取り組みや、昨年度で連続46回目となる農業クラブ全国大会への出場など、様々な活動でも素晴らしい評価をいただいております。本村にとって極めて重要な高等学校であることから、引き続き教育振興の支援を行います。

又、寮生の土日・祝日の取り扱いについては、引き続き村内に滞在できる支援を行い、遠方から入学を希望する生徒の確保に努めていきます。

第七は、子どもの安全についてであります。

子どもたちの不安を解消し、安全を確保するために、各学校と連携した対応を図るとともに、日常においても、スクールガードや関係機関協力のもとに行われる登下校時の見守りや、「学校情報メールシステム」を活用した様々な情報の早期提供を行い、子どもたちの安全確保に万全を尽くしてまいります。また、更別村生活安全推進協議会の協力のもと、子どもたちの交通安全の意識を高めるための活動を引き続き行ってまいります。

令和元年度の学校教育関係の主な事業としては、以下の9項目についてお目通しを願いたいというふうに思います。

次に、社会教育の推進についてです。

第一は、社会教育に係る学習環境の充実についてであります。

少年教育については、子どもたちが主体性をもって問題に立ち向かい解決し、自主自立の力を育てることが大切なことであります。その実現のためコミュニティ・スクールを活用し、学校が求める地域の教育資源の発掘と提供に努めるなど、家庭・地域・学校の連携、協力を進めてまいります。

子どもたちの世界観を養い、海外で自らを見つめ直す機会を得ることができる事業とし

て、又、コミュニケーション言語として活用されている英語を肌で感じてもらい、英語を学ぶ意識や目的を改めて認識してもらう事業として、中学生を対象とした海外研修の実施に向けた検討を進めてまいります。

子どもの放課後対策では、村長部局と協議を進めながら、社会教育施設の開放をしておりますが、昨年整備されたトレーニングセンター2階の幼児・児童の遊び場の活用などを含め、多くの村民に周知活動などを行い、利用の向上を図って参りたいと思います。

又、今年度よりこれまでのALTに代わり、国際交流員を配置することができました。活動内容が学校等における語学教育に限られるALTとは違い、就労の制限がない国際交流員の力を活用し、本村のグローバル教育の推進に努めて参りたいと思います。

今年で29回目となります、宮城県東松島市との「どんぐり子ども交流事業」は、東松島市を訪問する年となります。参加者を取りまとめた結果、今年度については5年生が10人、6年生が11人、計21人全員が事業に参加することとなりました。前回は東日本大震災の爪痕がまだ残る被災地において、自然災害の恐ろしさを学ぶプログラムも計画していただき、子どもたちの防災意識の向上にも繋がるものと期待するところでございます。

「こども夢基金」については、これまでも支援の対象とならなかった子どもたちの活動にも対応できるよう規則の見直し等を進めて参りましたが、子どもたちの夢の実現に向けた、更なる活用について、関係機関のご意見を頂戴しながら対応を図ってまいります。

青年教育については、更別村農村青少年連合会が中心に、村内のゴミ拾い等のボランティア活動や異業種交流など、自主的な活動を活発に続けており、今後も本村の社会教育の推進に欠かせない存在として、青年層の人材育成を進めるための支援と事業を継続して行っており、進めてまいります。

成人教育については、「ときめき夢民塾」を継続して開講し、大人の学びの場を多くの村民の皆様に提供してまいります。受講をきっかけに自発的なサークルを発足させ、活動を継続しているケースも見受けられることから、中札内村との連携事業を含め、幅広い年齢層に多様な学習機会の提供を行い、本村の文化の振興に努めたいと考えます。

高齢者教育については、「末広学級」を継続して開設してまいります。今年も4月24日に開級式が行われ、新入生6名を含む150名の皆さんによる自主的な活動が始まりました。地域ボランティア活動や学習成果の発表など、高齢者の社会参加を促してまいります。

第二は文化・スポーツ活動の振興であります。

現在、文化協会には10サークルが加盟し、それぞれ住民主体の自主的な活動を行っています。しかしながら、新しい会員の確保や指導者の養成など、課題を抱えている団体も多いことから、本村の文化活動が衰退しないように支援を続けてまいります。

戦争体験や旅行記、子どもの日常生活の感動を一冊にまとめた、「総合誌さらべつ」は今年度、発刊第40号となります。歴史ある本誌を通じ、総合的な文化の振興に努めてまいります。また、総合文化祭では子どもから大人まで、多くの方が幅広い分野において活動の成果を発表しております。特に芸能発表会については、これまでの平日開催から休日開催

に変更され、平日には無理であった村民も参加が可能となり、多くの皆様に楽しまれています。今後はさらに参加者を増やすなどして本事業が発展するように関わってまいります。

図書室の運営については一般書や児童書のほかに、DVDや郷土資料も備えており、多様な学習ニーズに対応しております。子どもたちがさらに本と触れ合える機会を増やすために、認定こども園上更別幼稚園のこどもセンターでの移動図書館などの取組や、読み聞かせなどの事業を継続してまいります。

北海道天然記念物ヤチカンバについて、引き続き関係機関と連携を図りながら文化財保護に努め、貴重なふるさと教育の生きた教材として活用してまいります。

スポーツ活動においては、各スポーツ協会の活動が活発で、行政区対抗などの村内大会の主催も積極的に行なわれ、村民のスポーツ振興に大いに貢献しております。また、スポーツ少年団についても、保護者をはじめ学校や地域の深い理解のもとに、熱心な指導による活発な活動が行われ、子どもたちの心身の健全な発達に貢献しております。

今後とも、各種スポーツ団体の自主的な活動の支援に努めるとともに、村民が日常気軽に健康づくりや体力づくり、スポーツに親しめるよう、関係団体の協力を得ながら生涯スポーツの振興に努めてまいります。

また、各施設につきましては、村民が気軽に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

令和元年度の社会教育関係の主な事業としては、以下の4項目、お目通し願いたいというふうに思います。

以上、教育行政の基本的な考え方を申し上げまして、村議会議員各位並びに村民の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長 これで村長からの村政執行方針、教育長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

この際、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 報告第1号

○議長 長 日程第7、報告第1号 平成30年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第1号 平成30年度一般会計繰越明許費の件であります。

地方自治法第213条の規定により、平成30年度歳出予算の経費を翌年度に繰り越した件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、ご報告するものであります。

次のページをごらんください。次ページは、平成30年度更別村一般会計繰越明許費繰越計算書であります。款3民生費、項2児童福祉費、事業名、児童福祉施設整備補助事業で1億5,491万2,000円、翌年度繰越額も同じく1億5,491万2,000円であります。財源内訳ですけれども、未収入特定財源、国庫支出金7,745万6,000円、そして村債が7,480万円、一般財源として265万6,000円であります。これは、採択を受けました学童保育所の増築にかかわるものであります。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名、農業振興補助金等、金額が4億2,015万4,000円であります。翌年度繰越額も4億2,015万4,000円であります。財源内訳でございますけれども、道支出金として4億2,015万4,000円あります。これは、バレイショの貯蔵庫に係る補助金等であります。

合計で金額が5億7,506万6,000円、翌年度繰越額が5億7,506万6,000円あります。財源内訳ですけれども、国庫支出金が7,745万6,000円、道支出金が4億2,015万4,000円、村債が7,480万円、一般財源として265万6,000円ということで、以上繰越明許費の計算書として報告をさせていただきたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 議案第31号

○議 長 日程第8、議案第31号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第31号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

更別村公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議会の同意を得ようとする方は、更別村字更別南1線91番地85にお住まいの石村和也様であります。昭和38年7月20日生まれ、55歳であります。

前期に引き続き村の公平委員会委員として選任いたしたく、ご同意をよろしくお願い申

し上げます。

なお、任期は4年であります。

以上、提案とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第32号

○議 長 日程第9、議案第32号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第32号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

更別村公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議会の同意を得ようとする方は、更別村字更別南1線91番地73にお住まいの神成哲也様であります。昭和45年5月5日生まれ、49歳であります。

前期に引き続き公平委員会委員として選任いたしたく、よろしくご同意をお願い申し上げます。

なお、任期は4年であります。

以上、ご提案とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第10 議案第33号

○議 長 日程第10、議案第33号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第33号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

更別村公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議会の同意を得ようとする方は、更別村字更別南9線86番地3にお住まいの宗宮純花様です。昭和46年4月18日生まれ、48歳であります。

前期に引き続き村公平委員会委員として選任いたしたく、ご同意をよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は4年でございます。

以上、提案といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第34号

○議 長 日程第11、議案第34号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同

意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第34号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

更別村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議会の同意を得ようとする方は、更別村字更別北2線102番地2にお住まいの梶真澄様であります。前任の塩田辰則氏の退任を受けまして、村固定資産評価審査委員会委員に選任したいということで同意をお願いするものであります。

梶氏は、これまでも村のさまざまな要職につかれ、村民の信望も非常に厚い方です。ぜひともご同意を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、任期は3年であります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第12 議案第35号

○議 長 次、日程第12、議案第35号 更別村森林環境譲与税基金条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第35号 更別村森林環境譲与税基金条例制定の件であります。

更別村森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、本村における森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境譲与税法」という。）第34条第1項各号に掲げる施策の

財源として同法第27条の規定により譲与される森林環境譲与税を適切に管理運用するための基金を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、森林環境譲与税を適切に管理運用するため、更別村森林環境譲与税基金を設置するよう定めるものであります。

(2)といたしまして、森林環境譲与税法第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てる場合に限り、処分することができるように定めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村森林環境譲与税基金条例であります。

第1条で設置につきまして、条文をそのように制定するものであります。

第2条では、積立に関する条項であります。

第3条につきましては、管理につきましての条文であります。

第4条につきましては、基金等の費用等に充てる処分等に関する条例であります。

第5条につきましては、運用益金の処理ということで、1から第2項まで制定をするものであります。

第6条、繰替運用等について、規定につきましてそのように定めるものであります。

第7条の部分につきましては、委任事項についてそこに定めるものでございます。

次のページにまいりまして、なお附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

執行方針にも述べましたとおり、森林環境譲与税の基金ということで今回提案をさせていただきたいというふうに思います。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 今の譲与税基金条例の制定ということでご説明いただきましたけれども、多分条例の総括は理解できるのですが、この条文の中に基本的な条文の第34条の関係の中に、まず1点目が森林の整備に関する施策、2点目が森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及、啓発、木材の利用の促進、その他森林の整備の促進に関する施策という形で具体的施策が明記されております。更別村は、決して森林という部分では多く保有している村ではないというふうに認識しているところでございますけれども、具体的に村としてのそのかわりといいますか、具体施策について指導、いわゆる使用するべき財源も含めた中の対策ということでどのように考えていらっしゃるのか、少し詳細についての附帯説明を求めたいというふうに思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

本森林環境譲与税につきましては、ただいまご質問にありましたとおり法に定める施策

にのみ使うことができるということで、具体的な施策は市町村が行うことになります。この譲与税を創設するに至った背景の中に不在地主による森林の荒廃というのが全国的に問題となっていることで、これらを解決するための森林経営管理法というのがあわせて制定されてございます。この中で不在森林所有者に対し市町村が調査を行い、森林所有者が望む場合はかわりに市町村がその森林を経営管理していくというようなことができる施策になってございます。今回この本定例会においてこの後補正予算を提案させていただいておりますが、その不在地主に関する調査を行う事務費を計上してございます。その意向調査の結果に基づきまして、新年度以降森林経営に関する施策といいますか、事業を執行する考えがまず1点ございます。

もう一つ、現存されている民有林の所有者の方々に対する施策につきましては、森林組合様とも意見交換を行っているところでありまして、なかなか財源不足によって手入れが行き届いていない森林に関する村独自の支援策の財源に充ててまいりたいということで考えておりますが、当面当該年度で使い切ることでない可能性があるということで基金を設置して、その中で財源を確保してまいりたいという考えでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号 更別村森林環境譲与税基金条例制定の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 更別村森林環境譲与税基金条例制定の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

◎日程第13 議案第36号

○議 長 日程第13、議案第36号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第36号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険税条例（昭和52年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を3万円引き上げるものであります。（2）といたしまして、国民健康保険税の減額の対象となる所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額について、5割減額は5,000円引き上げ、2割減額は1万円引き上げるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。更別村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。見出し、課税額、第2条2項の下線部、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は58万円とするという文言を、改正後は合算額61万円を超える場合においては、基礎課税額は61万円とするに改めるものであります。

続きまして、見出し、国民健康保険税の減額、第15条、下線部、当該減額して得た額が58万円を超える場合には58万円とあるのを、改正後は61万円を超える場合には61万円に改めるものであります。

続きまして、第15条の（2）のところの下線部であります。1人につき27万5,000円を加算した金額というふうにある下線部分を、改正後は1人につき28万円を加算した額を超えないというふうに改正後は改めるものであります。

続きまして、次のページにまいります。（3）の現行、下線部にあります特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算したというふうにあります下線部の50万円を、改正後は51万円を加算したというふうに条文を改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日ですけれども、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

また、適用区分として、2、この条例による改正後の更別村国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものとするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 今回の限度額の引き上げ、それから5割、2割の部分の減額があります。そのことによって、この件に関しては税額が増収になるのか、それともそういった軽減を差し引いたときに予算的には税額が減額になるのか、その点について説明願いたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の改正によりまして、30年度ベースの計算なのですが、300万程度の増収になるというふうに考えております。この件につきましては、7月に課税が確定しますので、9月において補正予算を計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今300万増額になるということで説明を受けたわけなのですが、補正については7月の部分で補正をするという考え方ですね。私聞きたいのは、以前から申し上げておりますけれども、例えば所得割の率、それから資産割、平等割、均等割とあるのですが、それが全然十数年来変わっていないわけなのです。日ごろから言っておりますけれども、国民健康保険税というのは単年度収支の相互扶助という考え方できていると思うのです。だから、なぜそこに増額になる部分で手をつけないのかなというのがいつも私言っているところなのですが、予算上で見てみますと、昨年から保険税1,700万円程度、予算上では減額になっているわけなのです。ですから、今300万上がるということは、逆に言えば被保険者から取り過ぎていていのかと単純に思うのですが、ということになると、税率だとか均等割、平等割だとか、そういったものから徴していく必要があるのではないのかなと私思っているのですが、その点についてどういうふうに考えているのか聞きたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご存じのとおり、平成30年度より被保険者は都道府県統一化ということで、今回北海道が被保険者になっております。

それで、納付金という形で北海道に納めるのですが、その財源として第一義的にあるのが国民健康保険税ということで、今現在この国民健康保険税をこちらのほうに全額充てておりますので、そしてその足りない分が国からの調整交付金、国保税の上がる分を抑制する激変緩和措置の交付金等がありますので、そちらをもって充てていくということを考えております。

以上です。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今説明受けた激変緩和の考え方なのですが、将来に向けて当然更別は今まで保険税が安かったというようなことで多分上がっていくのでしょうと、私はそう思います。

ただ、私が今申し上げたいのは、今現在加入している人方がなぜ将来のために多く税金を納めなければならないか、単純な質問なのです。要するに将来に見込んだ中で今徴収しているのではなくて、今幾ら必要だから、これだけの保険税をいただく、こういう考え方にならないとだめだと思うのです。だから、今こうやって3万円上がった、それから軽減の部分が下がったということになると、一回試算、要するに今の住民税が確定した時点

でやっぱり試算も必要でないのかなと私は思っているのですけれども、そういった作業をやったかどうかも含めて説明願いたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 国民健康保険税につきましては、先ほどお話ししたとおり、納付金の財源としてやるということで、今回の3万円限度額を上げる、また軽減額の上限額を上げるという形になっておりまして、その面についての財政的なシミュレーションを行いまして、現在の保険料で納付金の分を超えることはないという判断をもとに今回税率等はいじっておりません。

以上です。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第36号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第37号

○議 長 日程第14、議案第37号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第37号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村介護保険条例（平成12年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されたことにより、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）が一部改正され、10月以降の消費税率引き上げによる財源の手当てとして、低所得者

の第1号保険料軽減のさらなる強化が実施されることとなったことから関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、第1号被保険者のうち令第38条第1項第1号に該当する者（介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者）に係る令和元年度から令和2年度までの介護保険料率の月額基準額に乘じる割合につきまして、0.5から0.125を減じた0.375となるよう改正し、同項第2号に該当する者（介護保険料の所得段階が第2段階に該当する者）に係る令和元年度から令和2年度までの介護保険料率の月額基準額に乘じる割合につきまして、0.75から0.125を減じた0.625となるよう改正し、同項第3号に該当する者（介護保険料の所得段階が第3段階に該当する者）に係る令和元年度から令和2年度までの介護保険料率の月額基準額に乘じ、次ページまいります。乗じる割合につきまして、0.75から0.025を減じた0.725となるように改正するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表にてご説明をさせていただきたいと思ひます。

見出し、保険料率の第2条の下線部、平成30年度から平成32年度、これを平成30年度から下線部、令和2年度までに改めるものであります。

第2条第2項、同じく下線部、平成32年度を令和2年度まで、3項、平成32年度までも同じく令和2年度まで、4項、平成32年度までを同じく令和2年度までというふうに改めるものであります。

5項にまいりまして、2行目にあります平成30年度から平成32年度までの部分を令和元年度から令和2年度まで、その下、同項の規定にかかわらず、2万9,700円とする金額を2万4,800円とするに改めるものであります。

6項の下線部、前項の保険料率を決定する場合におきまして、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとするの部分を、これを全面改定いたしまして、前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中2万4,800円とあるのは、4万1,300円と読みかえるものとするに改めるものであります。

新たに7項として、第5項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者につきまして、次のページをお願いします。ついでに保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第5項中2万4,800円とあるのは、4万7,900円と読みかえるものであると新たに改正するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

2といたしまして、改正後の更別村介護保険条例第2条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものと

するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第37号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第38号

○議 長 日程第15、議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、平成31年3月31日付で北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散したことに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表の（2）、一部事務組合及び広域連合の表の変更について協議の申し出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、組合格約別表の(2)、一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内項中「、池北三町行政事務組合」を削るものであります。

次のページをお開きください。次のページは、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約であります。

北海道市町村職員退職手当組合格約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更するものであります。

別表(2)、一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削るものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第39号

○議 長 日程第16、議案第39号 北海道市町村総合事務組合格約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第39号 北海道市町村総合事務組合格約の変更の件であります。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、平成31年3月31日付で北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散したことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2の変更ににつきまして協議の申し出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、組合規約別表第1空知総合振興局(33)の項中「(33)」を「(32)」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局(16)の項中「(16)」を「(15)」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局(24)の項中「(24)」を「(23)」に改め、「池北三町行政事務組合」を削るものであります。

(2)といたしまして、組合規約別表第2の9の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削るものであります。

次のページをお開きください。次のページは、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約であります。

北海道市町村総合事務組合規約(平成31年2月22日市町村第1877号指令)の一部を次のように変更するものであります。

別表第1空知総合振興局(33)の項中「(33)」を「(32)」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局(16)の項中「(16)」を「(15)」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局(24)の項中「(24)」を「(23)」に改め、「池北三町行政事務組合」を削るものであります。

別表第2の9の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削るものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第39号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第40号

○議長 日程第17、議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、平成30年3月31日付で十勝環境複合事務組合が解散し、平成31年3月31日付で池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合及び北空知葬斎組合が解散したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約別表第1の変更について協議の申し出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、組合理約別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削るものであります。

次のページをお開きください。次のページは、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する組合理約であります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更するものであります。

別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削るものであります。

なお、附則といたしまして、この組合理約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 これで討論を終わります。

これから議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件を採決い

たします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第41号

○議長 長 日程第18、議案第41号 動産の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第41号 動産の買入の件であります。

次のとおり動産を買い入れしようとするものであります。

- 1、物品購入事業名、事務用パソコン購入事業。
- 2、納品場所、更別村字更別南1線93番地。
- 3、契約の方法、指名競争入札による落札。
- 4、契約金額、金1,024万9,200円。
- 5、契約の相手方、中央コンピューターサービス株式会社十勝営業所所長、入交里奈。

理由といたしまして、財産の取得について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、資料を添付しておりますので、資料のほうをお開きいただきたいというふうに思います。議案第41号の資料であります。1、入札日時、令和元年5月14日午前9時であります。2、指名業者については記載のとおりでありますので、お目通しをお願いするものであります。3の仕様内容ですけれども、以下のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いするものであります。4、納入期限は契約締結の日から令和元年9月30日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 今の動産の買入の件の説明をいただきましたけれども、附帯資料として添付いただいております。

2番目の指名業者について確認をさせてください。指名業者については、5業者の指名入札ということで村の指定をしているわけですがございますけれども、中にご辞退をした業者がございまして。その指名業者の選定のあり方と辞退に至ったという見えない部分がございますので、その点の説明をいただければというふうに思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 指名業者の決定につきましては、指名選考委員会で基準に基づいて決定しているところでございますが、指名業者の中の1社が辞退されているということで、その理由についてはここでは申し述べることは差し控えさせていただきますけれども、指名された業者のご都合により辞退されたということで、ご本人が入札に参加できないということでしたので、代理の方が入札に参加されることも可能ですということでお話もされた上でのご辞退でしたので、やむを得ないものと捉えております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今の説明である程度理解できる部分はあるのですが、私は常々指名業者についてはご指摘をさせていただいているわけですが、やはりせつかくの指名業者の選定という形でございますので、やっぱり実効性のある、業者が参加しやすいような条件も含めてきちっとその点の入札行為をしていただかなければ、今回は1件ということで諸事情によってという深い理由があったという部分もしんしゃくできるわけですが、やはりその点は村としても慎重に業者名も含めて、あくまでも選定委員会で選定したという理由だけではなくて、そういう部分の実効性のある、あるいは公平性のある入札であってほしいというふうに望みますので、その点の取り進めも含めてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 指名選考委員会で基準に基づいて業者のほうは指名を決定させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第41号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第42号

○議長 日程第19、議案第42号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第42号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,548万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,234万5,000円とするものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、令和元年度更別村一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、歳入歳出予算の補正についてご説明をいたします。初めに、人件費についてご説明をいたします。議会費、総務費、農林水産業費、教育費における給料と職員の人件費につきましては、人事異動に伴い各科目において予算の補正がございますが、これについては給与費明細書によりご説明をいたします。

23ページをお開きください。1、特別職において長等の給料で44万円の減額でございます。これは、副村長不在期間における給料を減額するものでございます。共済費につきましても同様に8万7,000円を減額し、合計で52万7,000円の減額となるものでございます。

24ページをお開きください。2、一般職、（1）、総括です。給料で3万3,000円の増額でございます。人事異動に伴い職員の会計間の異動が生じたことが主な要因で、そのほか新採用職員の給料額の確定、職員の昇格等によるものでございます。職員手当等では、75万6,000円の減額でございます。給料と同様の理由に加えまして、扶養、住居等の実態に変動があったことによるものでございます。共済費は、給料と同様の理由に加え、負担率の変更により2,000円の減額でございます。手当ごとの補正後、補正前、比較の金額は職員手当等の内訳をご参照いただきたいと思います。

25ページは、給料及び職員手当等の増減額の明細、26ページは給料及び職員手当の状況でございますので、ご参照いただきたいと思います。

27ページから29ページまでは、給料及び職員手当等の科目別内訳でございます。人事異動に伴いまして一般会計内において職員の科目間の異動が発生しておりまして、補正後の給料及び職員手当等の科目ごとの内訳を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書についてご説明をいたします。歳出からご説明をいたします。10ページをお開きください。款1項1目1議会費で492万5,000円を追加し、補正後の額を5,525万6,000円とするものです。説明欄をごらんいただきたいと思います。

(1)、議会運営経費29万6,000円の追加で、節9旅費の議員費用弁償で新人議員の東松島市表敬に係る旅費22万6,000円を、議員研修視察費用弁償で新任議員研修参加に係る旅費7万円を追加するものでございます。(2)、職員等人件費は462万9,000円を追加するものでございます。

11ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は1,307万9,000円を減額し、補正後の額を6億3,911万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、総務管理一般事務経費49万4,000円の追加で、節18備品購入費の管理用備品購入費で事務用椅子故障に伴い2台購入の費用14万4,000円を追加しております。事務用備品購入費は、議長の肖像画購入で35万円を追加しております。(2)、職員等人件費は1,357万3,000円を減額するものでございます。

目4地方振興費は7,174万円を追加し、補正後の額を1億7,504万円とするものでございます。説明欄(1)、地方創生推進交付金事業6,600万円の追加で、地方創生推進交付金の交付を受け実施するものでございます。節19負担金補助及び交付金の地域情報無線施設設置事業助成金は、情報インフラの活用によって近未来技術であるドローン、ビッグデータ転送等を行うために民間事業者による村内3カ所の基地局整備を支援し、通信インフラの環境整備による普及加速を図るため助成金5,000万円を追加するものでございます。近未来技術等社会実装事業助成金は、スマート産業イノベーション協議会が行うフォーラム体験ワークショップ開催、道路、農地3Dマッピング作成、近未来技術等コンサルティング委託、近未来技術の普及に向けた取り組みを支援するため助成金1,600万円を追加するものでございます。(2)、地域創造複合施設整備事業574万円の追加です。節15工事請負費、12ページをごらんください。地域創造複合施設整備工事費で地域創造複合施設の緑地帯アスファルト舗装、支障物撤去、凍結凍上箇所修繕に係る費用を追加しております。

項5統計調査費、目1各種統計調査費は76万円を追加し、補正後の額を197万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、各種統計調査経費76万円の追加で、節7賃金の統計調査事務補助員賃金を追加しております。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は2,002万5,000円を追加し、補正後の額を2億1,262万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、障害者総合支援事業104万5,000円の追加です。節19負担金補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会負担金は、消費増税に伴う報酬改定、就学前障害児の発達支援無償化対応に伴う障害者自立支援給付支払い等システム改修に伴う追加でございます。(2)、社会福祉センター改修事業748万5,000円の追加です。社会福祉センターの壁紙の汚れやはがれのため、壁紙の張りかえ、大ホール床の傷みは激しいことから床の張りかえ、和室の畳表がえを行うため追加するものでございます。(3)、プレミアム商品券交付事業1,149万5,000円の追加です。この事業は、消費増税による低所得者子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的にプレミアムつき商品券の販売を行うもので、実施に必要な経費は国が全額補助するものでございます。節11需用費の消耗品費で3

万1,000円、印刷製本費で31万9,000円、節12役務費、13ページをごらんください。郵便料27万9,000円、チラシ新聞折込料2万5,000円、商品券取次手数料13万3,000円、節14使用料及び賃借料の複写機使用料2万1,000円、節19負担金補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会負担金68万7,000円、プレミアム商品券給付費1,000万円を追加しております。

目2福祉の里総合センター費は11万5,000円を追加し、補正後の額を5,939万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費11万5,000円の追加で、節11需用費の消耗品費は支援ハウスの事務用椅子故障のため購入費用を追加するものでございます。節18備品購入費の管理用備品購入費は、生活支援ハウス用掃除機故障に伴い購入費用を追加するものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は403万4,000円を追加し、補正後の額を1億3,923万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、児童福祉事業経費403万4,000円の追加で、節13委託料の学童保育所運営事業委託料は障害児受け入れ強化推進事業の開始に伴い369万4,000円を追加するものでございます。節19負担金補助及び交付金、14ページをお開きください。更別どんぐり福祉会助成金につきましては、子どもたちが使う物品の購入に充てていただきたいということで、本年3月に総額250万円のご寄附をいただいております。これを幼稚園、保育園、小中学校、更別農業高校に配分して使用するもので、保育園分は34万円、購入する物品はどんぐり保育園で選定し、物品の購入に対する助成金として交付するものでございます。

項3老人福祉費、目3老人福祉総務費は161万1,000円を追加し、補正後の額を7,062万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、地域密着型介護老人福祉施設特例入所支援事業161万1,000円の追加で、節19負担金補助及び交付金の特例入所支援助成金は、社会福祉法人博愛会が運営するコムニの里さらべつにおける地域密着型介護老人福祉施設について、要介護度3の介護報酬単価と要介護度2以下の介護報酬単価の差額を要介護度2以下の入所者の人数に応じて助成金として交付することにより、コムニの里さらべつに対し支援を行うものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は334万5,000円を追加し、補正後の額を1,870万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、緊急風しん抗体検査等事業334万5,000円の追加でございます。現在の風しんの発生状況等を踏まえ、風しんの感染拡大防止のため速やかに対応することが国民生活の安心にとって極めて重要であることから、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に予防接種、抗体検査を実施するものでございます。節11需用費のクーポン券印刷製本費4万2,000円、節12役務費の郵便料1万7,000円、国保連事務手数料12万3,000円、節13委託料の各種予防接種委託料182万9,000円、検査委託料109万2,000円、節19負担金補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会負担金24万2,000円を追加しております。

15ページをお開きください。目3環境衛生費は寄附金の財源充当に伴う財源の振りかえでございます。

目4診療所費は697万9,000円を減額し、補正後の額を1億1,525万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、歯科診療所維持管理経費159万8,000円の追加で、節11需用費の備品修繕費は歯科診療所の歯科用吸引機が経年劣化及び急激な患者数の増加により故障したため、修繕に要する費用110万円を追加するものでございます。節15工事請負費のエアコン設置工事費は、歯科診療所の待合室にエアコンが設置されておらず、夏期間において待合室の室温がかなりの高温となるため、エアコンの設置にかかる工事費49万8,000円を追加するものでございます。(2)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は857万7,000円を減額するものでございます。

項4目1下水道費は209万3,000円を減額し、補正後の額を9,912万円とするものでございます。説明欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金で209万3,000円を減額するものでございます。

16ページをお開きください。款5項1労働費、目1労働諸費は280万円を追加し、補正後の額を772万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、雇用対策事業280万円の追加で、節19負担金補助及び交付金の外国人雇用対策事業助成金は外国人を雇用する事業主等に対して現在実施している地元雇用促進事業と同様の支援を行うため追加するものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は197万8,000円を追加し、補正後の額を2,718万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費で197万8,000円を追加するものでございます。

17ページをお開きください。目2農業振興費は2,919万7,000円を追加し、補正後の額を1億9,763万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、農業振興補助金等2,919万7,000円の追加で、節19負担金補助及び交付金の畑作構造転換事業助成金を事業の新規採択に伴い追加するものでございます。

目4畜産業費は100万円を追加し、補正後の額を2,274万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、畜産クラスター事業100万円の追加で、節19負担金補助及び交付金のバルククーラー更新事業助成金を追加するものです。酪農家が使用するバルククーラーにつきましてフロンの規制により更新が求められておりますことから、更新に要する費用として1件当たり10万円を上限に助成をするものでございます。

項2林業費、目1林業振興費は172万6,000円を追加し、補正後の額を718万円とするものでございます。説明欄(1)、森林環境譲与税活用事業で172万6,000円を追加するものです。新たに創設された森林環境譲与税を財源に実施するもので、節11需用費の消耗品費は森林経営管理法に基づく意向調査実施に伴う消耗品費3,000円、節12役務費の郵便料は意向調査実施に伴う郵便料3万9,000円を追加しております。節25積立金の新規積立分168万4,000円は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律で定める施策に要する費用に充てるため、森林環境譲与税を財源として新たに更別村森林環境譲与税基金を設置し、これに積み立てるものでございます。

18ページをお開きください。款7項1商工費、目3観光費は117万4,000円を減額し、補正後の額を3,784万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、情報拠点施設維持管理経費で117万4,000円を減額するものでございます。節13委託料の駐車公園管理委託料の減額で北海道から委託を受けている駐車公園管理業務の内容に変更があったことによるものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費は1,294万7,000円を追加し、補正後の額を1億395万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、道路改良舗装事業で1,294万7,000円を追加するものです。節13委託料の調査測量設計委託料は、新たに実施する南14線改良舗装事業に係るもので929万5,000円を追加するものでございます。節15工事請負費の市街道路改良舗装工事費は、通称錦町通りの舗装に係る工事費で冬期間の凍解の繰り返しにより道路に段差が生じていることから実施するもので、365万2,000円を追加するものでございます。

19ページをお開きください。款9項1目1消防費15万8,000円を減額し、補正後の額を1億6,102万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、とかち広域消防事務組合負担金15万8,000円の減額で、節19負担金補助及び交付金のとかち広域消防事務組合負担金共通経費分を減額するものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費42万5,000円を追加し、補正後の額を3,474万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、更別農業高校教育支援事業42万5,000円の追加で、節19負担金補助及び交付金の更別農業高等学校教育振興会助成金を追加するものです。児童福祉事業経費と同様に寄附金を財源とするもので、更別農業高等学校教育振興会で購入する物品を選定し、物品の購入に対する助成金として交付するものでございます。

目2事務局費は580万3,000円を追加し、補正後の額を1億1,277万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費で580万3,000円を追加しております。

20ページをお開きください。項2小学校費、目1学校管理費は95万9,000円を追加し、補正後の額を9,507万円とするものでございます。説明欄(1)、小学校運営経費76万5,000円を追加するもので、児童福祉事業経費と同様に寄附金を財源とするもので、組み立て式サッカーボール、跳び箱、マットなどの購入を予定しており、節11需用費の消耗品費で23万1,000円、備品購入費の教材用備品購入費で53万4,000円を追加するものでございます。

(2)、プログラミング教育推進事業19万4,000円の追加で、節13委託料のプログラミング教育事業委託料を追加しております。

項3中学校費、目1学校管理費は40万円を追加し、補正後の額を2,847万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、中学校運営経費40万円を追加するもので、児童福祉事業経費と同様に寄附金を財源とするもので、デジタイマー、バレーボール、卓球マシンなどの購入を予定しております。節11需用費の消耗品費で13万2,000円、備品購入費の教材用備品購入費で26万8,000円を追加するものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は91万6,000円を追加し、補正後の額を6,733万円とするものでございます。説明欄(1)、幼稚園運営経費48万5,000円を追加するもので、節7賃金、21ページをお開きください。幼稚園補助教諭賃金で15万5,000円の追加です。幼稚園補助教諭の通勤手当分を追加するものでございます。節11需用費の消耗品費9万円、節18備品購入費の教材用備品購入費24万円の追加は、児童福祉事業経費と同様に寄附金を財源とするもので、園児用図書、室内遊具等を購入することによるものでございます。(2)、認定こども園運営経費43万1,000円を追加するもので、節7賃金、こども園補助保育士賃金7万円、調理員賃金5万1,000円の追加は、いずれも通勤手当分を追加するものでございます。節11需用費の消耗品費16万円、節18備品購入費の教材用備品購入費15万円の追加は、児童福祉事業経費と同様に寄附金を財源とするもので、室内用、屋外用遊具等を購入することによるものでございます。

項5社会教育費、目1社会教育総務費は80万5,000円を追加し、補正後の額を2,824万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、青少年教育推進経費63万6,000円を追加するもので、節13委託料で新たにプログラミング教育事業委託料を追加しております。(2)、成人教育推進経費16万9,000円を追加するもので、節13委託料で新たにプログラミング教育指導者養成委託料を追加しております。

22ページをお開きください。項6保健体育費、目2体育施設費は345万4,000円を追加し、補正後の額を4,294万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、トレーニングセンター改修事業345万4,000円を追加するもので、節15工事請負費のトレーニングセンター改修工事費はトレーニングセンターの和式トイレを洋式トイレにするための工事費でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。7ページをお開きください。款2地方譲与税、項3森林環境譲与税は、項の新設です。目1森林環境譲与税で172万6,000円を追加しており、金額は私有林、人工林面積、林業就業者数、人口による全国案分によるものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は3,300万円を追加し、補正後の額を6,772万3,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしました地方創生推進交付金事業の地域情報無線施設設置事業助成金、近未来技術等社会実装事業助成金に係る地方創生推進交付金で事業費6,600万円の2分の1の額を追加しております。

目2民生費国庫補助金は557万7,000円を追加し、補正後の額を1,995万5,000円とするものでございます。節1社会福祉費補助金で障害者総合支援事業費補助金85万2,000円、プレミアム商品券事業費補助金200万円、プレミアム商品券事務費補助金149万5,000円を追加するものでございます。節2児童福祉費補助金で学童保育所の障害児受け入れ強化推進事業に係る子ども・子育て支援交付金を追加しております。

目3衛生費国庫補助金は75万6,000円を追加し、補正後の額を188万3,000円とするものでございます。節3風しんの追加対策事業費補助金で75万6,000円を追加しております。

8 ページをお開きください。款15道支出金、項2道補助金、目2民生費道補助金は123万円を追加し、補正後の額を2,122万1,000円とするものでございます。節2児童福祉費補助金で学童保育所の障害児受け入れ強化推進事業に係る子ども・子育て支援交付金123万円を追加しております。

目4農林水産業費補助金は2,919万7,000円を追加し、補正後の額を1億6,102万6,000円とするものでございます。節1農業費補助金で畑作構造転換事業補助金2,919万7,000円を追加しております。

項3委託金、目4商工費委託金は118万4,000円を減額し、補正後の額を528万2,000円とするものでございます。節1商工費委託金で駐車公園管理委託金118万4,000円を減額するものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は3,605万6,000円を追加し、補正後の額を2億3,732万3,000円とするものでございます。節1財政調整基金繰入金で財源不足額を補うため3,605万6,000円を追加するものでございます。

目5農業振興基金繰入金は100万円を追加し、補正後の額を5,566万5,000円とするものでございます。節1農業振興基金繰入金で畜産クラスター事業のバルククーラー更新事業助成金の財源に充てるため100万円を追加するものでございます。

目8公共施設等整備基金繰入金は1,667万9,000円を追加し、補正後の額を1億4,312万9,000円とするものでございます。節1公共施設等整備基金繰入金で地域創造複合施設整備事業、社会福祉センター改修事業、トレーニングセンター改修事業の財源に充てるため1,667万9,000円を追加するものでございます。

目9寄付金管理基金繰入金は424万5,000円を追加し、補正後の額を1,410万5,000円とするものでございます。節1寄付金管理基金繰入金で平成30年度にいただいたふるさと納税を含む寄付金を指定したことの事業の財源に充てるため424万5,000円を追加するものでございます。

9 ページをお開きください。款20諸収入、項5目5雑入は800万円を追加し、補正後の額を2,760万円とするものでございます。節1雑入でプレミアム商品券売上収入800万円を追加しております。

款21項1村債、目2過疎対策事業債は920万円を追加し、補正後の額を1億7,090万円とするものでございます。節1過疎対策事業債で村道整備事業の財源に充てるため920万円を追加しております。

なお、資料として建設事業調をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、第2表、地方債補正についてご説明いたします。4 ページをお開きください。起債の目的の2段目、過疎対策事業債の限度額を補正前1億6,170万円から補正後1億7,090万円に変更し、合計の限度額を補正前2億6,928万6,000円から補正後2億7,848万6,000円に変更するものでございます。

以上でございます。

○議 長 お諮りいたします。

議案第42号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

この際、午後2時30分まで休憩いたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 非常に厳しい聞き方なのですが、始まる前に除斥の対象というか、利益相反、それで誰かの意見を聞きたいのですが、非常に難しい質問ですが、この中の案件に何件かその運営者の理事、取締役というのですか、関係している人があると思うのですが、それは利益相反、除斥の対象になるかならないか、代表監査に確認をします。今後のこともありますので。

○議 長 一旦休憩します。

午後 2時31分 休憩

午後 2時32分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 失礼しました。

今局長から説明受けましたら、予算の関係では除斥は関係しないということなので、取り消します。

○議 長 今の発言については、取り消すということでお願いいたします。

5番、太田さん。

○5番太田議員 11ページ、款2総務費、目4地方振興費、説明欄の（2）、地域創造複合

施設整備事業574万円のことについてご質問したいと思います。

緑地帯障害物、凍結などのおそれがある危険性ということでお聞きしたのですが、その危険性についてもう少し詳しく補足説明を願いたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問なのですけれども、もしよろしければ補正予算の予算資料の図面をごらんいただければと思います。

今回予算計上させていただきました考え方なのですけれども、①、②、③ということで3カ所を上げさせていただいております。①に関しましては、緑地帯アスファルト舗装ということでございます。ここにつきましては、現在直接車を乗り入れするようなことはできなくて、舗装によりまして駐車場整備を行いたいというふうに考えております。危険性につきましては、台形状になっておりまして、斜めのところを車で通過した場合、その先の部分にコンテナ、カフェとマルシェがありまして、非常に通行に狭くて危険性があるというようなことから判断しまして、ここを通れるようにする、通行をしやすいうようにするというような考えからアスファルトにしたいということで考えております。また、アスファルトにした暁には、駐車も勤労者会館側といいますか、消防側といいますか、7台ほど見込めるというようなところで、将来的にもここを死に地にするよりは生かしていったほうがいいだろうということで考えたところでございます。

②につきましては、支障物（門の基礎）撤去となっておりますが、ここを車で出入りする際、日中もそうなのですけれども、若干陰になっておりまして、門の基礎の部分が突起状となっております。車でこすったり乗り上げたりというような危険性がありますので、それを撤去したいということでございます。

③につきましては、凍結凍上箇所の修繕ということで、この施設自体が旧開発事業所跡地時代からのアスファルトということで、そのときは冬期使われておりませんでした。ここを整備して、地域創造複合施設として使うようになってから除雪等を行ってきた中では凍上が激しく、また春先の雪解け水等が非常にたまり、利用者にとっての利便性というのが非常に十分ではないというようなことから、ここの改善を図りたいというものでございます。まず、危険箇所、利用される方が熱中小学校の運営初め、昨年オープンしました食堂、宿泊施設が利用されておりまして、そういった利用される方々のご意見等もある中で利便性の向上、また危険箇所を取り除くというような考え方から今回ご提案させていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今の危険性はおっしゃったとおりかと思われるのですけれども、まず工事箇所の1番ということで車の乗り入れができないということなののですけれども、こういった場所はまず障害者に限ったことでは、今の説明ではないのだろうなという中で話を進めていきたいと思います。

その障害者など特別な事情ではない限り、地域創造複合施設の道路を挟んだ裏側に公共施設の駐車場があると思います。公共施設のところにも看板が立っていて、熱中食堂利用駐車場という形で看板がついてございます。なので、利便性というか、そういった面を含めても、まずはそこに車両を乗り入れなくても、後ろにある広々とした公共駐車場があるのですから、そこをまず利用すればいいのではないかなという考えがあるのですが、その辺のまずご回答をいただきたい。

そして、2番目に障害物等があるのですけれども、そこは熱中機構に委託しているわけですから、のぼりをつけるなどして、その間が狭いという面では少し支障があるのかもしれませんが、車の通行を含めた上での工夫があれば、その障害物は支障にならないのではないかと。そして、障害物があつたとしても、そこにのぼり2つ立てておけば、車両通行の際に事故などの起こることもないのではないかなということです。

3つ目の箇所に関しては凍結があつて、車の乗り入れに関しては下をこすったりだとか、凍結して土が盛り上がったならそういうことが起きるという可能性があるということなのですが、最初1番で言ったとおり、そもそも車両の乗り入れ自体を道路挟んで裏側の公共駐車場を使えば十分利用が可能なのではないかと思います。そういった点で見ると、危険性という面では多少あつたにしても、その中での緊急性ということに関しては、十分な理由にはならないのかなと思っております。そういった場合、熱中食堂を利用する、熱中の宿泊施設を利用するにしても、車両の出し入れは今までのままの状況であっても、ある程度の乗り入れは可能、車の荷物の出し入れは工夫で問題解決できるのですが、その辺のお考えをまずはお聞かせください。

○議長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 1点目の運動広場のもとのゲートボール場のところの駐車場の件なのですけれども、そちらも利用はしていただいております。

ただ、施設内の駐車、車の乗り入れ、障害をお持ちの方というところも含めてですけれども、そちらも食堂あるいは宿泊施設を運営するに当たっては、近くにあつたほうが利便性としては高いのではないかなということで判断はしております。ただ、凍結凍上する場所の駐車につきましては、そこに行き着くまで非常に狭い通路を移動しながら駐車するということで、将来的にはそこにとめるよりは、その敷地内でとめるのであれば、今の新たにアスファルト化する部分のほうが場所も1カ所になり、効率的かなというような考えは持っております。もちろん敷地内でとめ切れない場合は、旧ゲートボール場の駐車場も使ったり、あるいは団体のお客さんでバスが来た場合はそちらを使っているというような状況は現状あります。ただ、全く敷地内に車を入れないというようなところまでの現在の考えではなく、今の使い方の延長線上で改善を図ればというふうに考えているところでございます。

2点目の障害物の件に関しましては、のぼり等でお知らせするというのも、おっしゃることもわかるのですけれども、夜間も営業したりしておりますので、それだけで解消でき

るかというようなところもありますので、車の乗り入れを前提に考えていきますと、できるだけ危険な場所は解消していきたいということで考えております。

3点目の凍結、土の盛り上がりがある場所につきましては、先ほど申し上げたとおり、そこを継続的に駐車スペースとして使っていくかというようなところを十分に検討していきたいなというふうに考えております。また、現在凍上と、それからアスファルトのへこみが非常に激しい部分がありますので、そこはアスファルトをはがして平らにならして、お客様にご迷惑かけないような形にしていきたいというものでございます。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今課長おっしゃったとおり、近くに駐車場があつたらいい、それはそのとおりだと思います。本当に家の横に駐車場があつたにこしたことはない。そういったことは理解できるのですけれども、その3番の凍結の部分への車の通り道にしても、道が狭いなどの問題がある中で今回危険箇所を徐々にでもという形で提案しているのかなというのはあるのですけれども、まずここの全体、この危険性いろいろ含めた中でこの地域創造複合施設という敷地内の整備にかかわる全体計画がないのではないかとこのことを危惧しております。また、地域創造複合施設、ここの熱中機構に任せているわけですが、ここの2年後の自立に対して、それに伴う施設全体の整備計画、そういったものはしっかり持っていたのかということを質問したいと思います。

また、ここの複合施設というところは隣にも公園があつたり勤労者会館があつたりと、これから発展していく材料があるわけですが、その公園や勤労者会館などから見た外観も含めた計画、そういったものはしっかり考えたもと、今回の提案になったのでしょうか。熱中機構などの草刈り、管理とのかかわり、収支を含めた今後の見通し、そういったものの全体的な見通しの中で今回の整備があつたのか、そういったところを質問したいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 全体計画という部分ですが、今回この校内の緊急的に対応したいといったご提案含めて、周辺の状況、それから外構、全般というのを、概算ではありますが、積算はしているところです。それが例えば芝生にするであるとか、歩きやすいスペースをもうちょっとつくるだとか、いろいろな方策があるかなというところなのですが、それら積み上げた中では、金額も数千万と幅はあるのですが、大きなものになるということから、今回そちらの部分に関しましてはもう少し練り上げた中で再度ご提案させていただきたいというふうに考えておまして、今年度の今回の補正で上げさせていただく分には緊急性の高いもので対応をさせていただきたいというような考え方でございます。また、隣接する公園あるいは勤労者会館というものも、人の流れといった部分では一体的に考える必要もあろうかと思いますが、それが1つと、熱中小の今後の自立に向けた計画というところではございますが、自立に向けての計画は機構のほうで

もそうですし、我々としてもいろいろな形で案を考えております。ただ、それがまだこういったものなんですということで皆さんに今のところお示しできるところまでは積み上がっていないという状況です。いずれにしても、この施設自体、村として予算投入した中で整備をしてきておりますので、村の公共施設というところで利用しやすい形に整備をしていきたいというようなことで考えている状況でございます。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今の説明では、全体での計画、課でもんだ計画があったのでしょうかけれども、その中で芝生にするとか、全体的な整備の計画を持っていながら、現状その芝生は黒いビニールでかぶさっていて芝生の管理はできずに、敷地には草が生え、花壇にも雑草が生い茂っているところであります。その計画の中で全体計画があつて、今回のような金額がたくさんかかるということで大きな計画のもと段階的な計画があるのであれば賛同できるものもあるのかなと思うところなのですけれども、この全体計画を議会に示されてこなかった村長肝いりの熱中施設のこういう機構の中で示されてこなかったということに関してはかなり疑問に思いますし、そういった現地域創造複合施設全体の管理状況を鑑みたときに、今慌ててここの道路、大まかに見ると大体2,000万ぐらい、全体で見れば2,000万かかるものを574万円かけて、ここの部分を改修することがどのように利用上の便利につながっていくのか。もし改修したとしても、この草が生い茂っていたり芝生を隠すように草にビニールをかぶせて外観が悪くなっている状況でどのようにこの改修が生きるか、この改修が生きてくるかということをご説明願いたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 全体計画を議員の皆様にお示しできていないといった部分につきましては、大変申しわけなく思っております。今後そちらに関しましては、十分に検討した中でこのような形で整備するというようなことを図面あるいは数字的にも含めてお示しできればというように考えております。そういう状況、それから管理といった部分でも、なかなか行き届いていないところもあろうかと思えます。そういった中で、食堂あるいは宿泊施設に利用される方、また地域創造複合施設の中の地域創造センターを利用されている方が、昨年度地域交流センターにおいては約3,400人の方の利用、それから食堂、宿泊施設については、概算ではありますけれども、6月30日のオープンから5月末までで6,100人ほどの方が利用されております。延べですけれども、1万人近い方の利用が進んできているという中では、危険のある箇所あるいは敷地内を利用するに当たって支障がある部分というのはやはり優先的に改修していきたいというふうに考えているところでございます。あわせて、外観において不十分な点については改善していくように努めながら、全体計画を練っていききたいというふうに考えております。全体の部分お示しできるようになりましたらご説明をさせていただくとともに、予算についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 私も改修整備が全く今後にも必要ないとか、そういうふうを考えているわけではないのですけれども、今まで話したことの順序立てというものがしっかりされていないのではないかとことです。現段階では、そういった整備状況なども鑑みると、ここにおける整備は計画的でもなく、効率的でもなく、合理的でもないのではないかなと。そういったことを考えると、現段階では時期尚早になってしまうのではないかなと思っています。

また、熱中機構のゲストハウスや食堂、そういったところの利用人数が1万人を超えてきた、そういうことではありますけれども、そのゲストハウス、食堂に関しては週末営業ということに関しては何も変わっておりません。また、カフェやマルシェの稼働状況についてはほぼ稼働していない状況で、なかなかその自立に向けた状況の中では1万人、1万人という人数のことをおっしゃっていますけれども、利用日数、年間の利用に関していえば課題ばかりのことが多いのではないかなと思っています。

そういったことも考えると、その順序立て、効率的なのか、合理的なのか、そういったことも考えると、私はどうも腑に落ちないところがあるのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員さんのご指摘等々、外構整備とかいろんな部分で全体の整備計画は持っていないのかということでもありますけれども、やはり私は太田議員さんの質問とか上田議員さん、これまで熱中にかかわってたくさん議員の皆さんに質問を受けております。私は、この村にとって人材育成を担う熱中小学校の取り組みは、これは村の今後絶対に欠かせない、村の次世代あるいはいろんな人たちのつながり、交流を含めて将来を考えたときに、私はこの事業は不可欠なものであるというふうに考えております。その上で、いろんな事業を展開しています。第1回の定例会の折にも外構の整備環境、今ご指摘がありましたところもありますし、施設は村の設備であります。本来であれば、村が公共施設として利用しやすい状況に整備した後に指定管理者に引き継ぐべきであるとも答弁をさせていただきました。また、拠点交付金の交付対象外ということが、外構整備、芝生、駐車場が対象外であります。その点で物置の撤去、施設の周辺の一部舗装、必要最小限の工事を行って指定管理をさせました。現段階に至って、私はそういうあそこの敷地そのものを、今ブランディング事業もやっていますけれども、大型遊具あるいはいろんな人たちが交流する場として、やはりきちんと整備をしなければいけないのではないかなというふうなことを考えています。近所の皆さんからの、住民の皆さんからの苦情もお聞きしていますし、雑草とかそういうところが放置された中で一体これはどうなっているのだというふうなお話もお聞きしています。したがって、その部分についてはいろいろな自立に向けた取り組みとか、景観全体に向けた勤労者会館を含む大型遊具のエリアを含む、農村公園

を含むエリアの部分はどういうふうにビジョンを描いていくのかということは大変重要であるというふうに思っていますし、鋭意その部分では努力をしているわけであります。自立につきましても、食堂の運営、カフェの運営につきましても、これは昨年度からさまざまな機会を通じて何とか今の課題を解決できるように機構にも働きかけ、自治会にも働きかけ、その中で改善できる部分、高校生の参入ですとか、いろんな部分で解決を今図っている、自立に向けた取り組みを進めているところであります。したがって、今回緑地アスファルトの撤去、支障物の撤去、凍結凍上箇所の修繕ということは最小限、全体像を見る第一段階として、これは無計画ということではなくて、その段階として必要ではないかというふうに考えておりますし、熱中小学校あるいは村全体の景観、あるいは人の交流を考えたときに、その部分の計画をやっぱりその延長線上に議員の皆様にお示しをしながらしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。そういう点で、今後ご理解を得ながら議員の皆さん方に提示をしていきたいということをお答えしたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 村長の熱い気持ちはわかります。それで、整理されていないという村民さんの意見もわかります。ただ、議会の議員としての立場で考えますと、3年が過ぎますよと。あと2年ですよと、交付金。その後どうするのだよと、これ正直な気持ちです。自立をします、自立をします。村の施設だから整備するのは十分結構です。そうしますと、今初めて人数聞きましたけれども、宿泊施設や来園者やら、それはそれですばらしいのですけれども、例えば村長、うたい文句で大手からもらった魚、結構僕全然知らないのだけれども、最初は半分死んだとって、もうそれは初めてですけれども。

それから、正直なことを言いますと、人はたくさん来ているけれども、キャンピングカーで自立をしたというのは新聞紙上で聞きます。それはすばらしいことです。それから、その後を期待する人もいるのでしょうかけれども、東大の先生が来て試験場をつくっているのもわかります。だけれども、村民とすれば、わあ、よそからたくさん来てくれて週末ごとににぎやかだよと。そこだけの理解で、今太田同僚議員が言ったように、あと2年は交付金がかかるからいいでしょうと。いいでしょうとは言わないですけれども、まだ何とかなるけれども、その後どうするのですかと。宿泊施設は泊まっていればいいし、高校生が利用するのも結構でしょうけれども、例えば遊具の施設で、この間から暑いから確かにあそこに子どもたちたくさん来ています。だけれども、子どもとお母さんであのレストラン行って1人2,000円使って食べるのかなと。僕自身、素直な気持ちで。だから、やっぱりそれが見えてきていないのでないですか。

太田議員は、全体像もないのに穴のあいたところだけ、穴のあいたところというか、危ないところだけやりますと課長説明していますけれども、やはり議会に全体像を示して、これは3,000万かかったってしょうがないなという理解度を求めているのでないのかと

思います。だから、570万で済むのではないだろうと。その後ろをまた全部きれいにすると
いったら、芝生にしますよとか、恐らく要望はたくさんあるのでしょう。だから、その辺
の理解が議会に求めているのではないのかなと素直に思います。だから、村長の熱い気持
ちだけが伝わっているだけで、何だ、これだけのことで全体像見えていないよと。言って、
それは難しい話ですから、大人のまなびやですから、それから一回に自立するといったら
大変でしょうけれども、何をやるといっても。今企業起こしでも農家のあれでもドローン
でもいいですけども、その辺が見えていないと思います。週末ごと寄って、立派な人が
来て講演を受けたら、それは勉強にはなります。それは事実です。だけれども、やっぱり
皆さん心配しているのではないですか。あんなにどんどんとは言わないけれども、お金を投
資していくこと自体に。それで、2年たったときに、こうこうなりますよと言っていた
ければ一番返事しやすいということです。あと2年交付金受けたときに、職員さんの給与
も含めて商売も含めて営業も含めて、その辺だと思うのですけれども、もし何かあればど
うぞ。

○議 長 西山村長。

○村 長 今重要な課題について松橋議員さんからご指摘ありましたけれども、やっぱ
り自立させるというところも含めてしっかり考えていかなければいけませんし、全体の構
想もあります。今熱中小学校の中では、熱中小学校自体は偉い人の先生のお話を聞くとい
うことではなくて、起業したり、あるいはそこで何らかのアクションを起こすということが
目標です。したがって、この間もう第6期に入ります。すると、6年生というか、卒業
生が出ます。どういう議論を今してもらっているのかというと、熱中小学校がほかから来
た人はいろんな人と交流できて、いろんなクラブ活動とかがいっぱいあるのですけれども、
居心地がいいから卒業してもそこにまた来るのだというような感覚を持ってもらったら困
るというような話をしております。それはなぜかというと、ここに来た目的は日本政策金
融公庫とも提携して創業塾を開催していますけれども、ここに来た熱中の生徒がこの村で
起業するということです。そこをしっかりと考えて、第6期を終わったら、あるいはその
前に起業した人もいますけれども、しっかりと村に根づいて、あるいは移住したり企業を
起こすということが目標であり、それが熱中小学校をつくった原点でありますから、そう
いう交流とか人のつながりを通じて村に実際に企業を起こしてもらったり、そういう雇用
の場をつくってもらったり、みずからいろんな特産品の開発とかやるというのが目標であ
ります。だから、私はそれを一つは求めているということでもありますし、それは通ってい
る生徒の皆さん、機構の皆さんにもそういうお話をしているところであります。

自立については、本当に真剣に考えております。交付金があと2年ということでありま
すし、ではその後どうするのか。これは、最初からそういう議論をしましたよね。私もそ
の中で何とか自立、自走できるような方向でということありました。課題は、もうはつき
りしてきました。人的な不足であるとか、いろんなあそこの運営とか、学校の運営はまだ
あれですけども、食堂、カフェ、マルシェ、宿泊施設、その人的な部分を一体どのよう

に補償していくかということなのです。働く人を今の交付金のままではなかなかうまくいかないですし、この間上田議員さんのご質問にありました、思い切って地域おこし協力隊をそこに投入する。ただし、そこで従事した場合については、必ず村でその部分を担ってもらう、自立してもらう、自走してもらう。熱中関係、あるいはいろんな部分でしてもらうというようなことで、人的な補充もするというようなこともいろんな形で出ています。

また、今食堂とか宿泊施設は営業利益が上がっていますけれども、その部分をどういうふうにするのかということで今計算、月別あるいは期別の純利益とかいろんな部分を計算もしていますし、その部分でそれでも自立するには、率直な話それだけでは自立はできません。その部分でどういうふうに考えていくのかということをはっきりビジョンとして持たなければいけませんし、それは今鋭意努力していますけれども、その部分は議員の皆さんにもお話をしながら、そしていろんなご意見もお聞きしたいなというようなことを考えています。

外構の部分、確かにそうであります。全体像もありますし。ただ、今たくさんの人たちが来ていて、子どもも来ています。あそこにはベビーベッドもありますから、子育て中あるいはいろんな小さいお子さんも連れてきて食事をしていただいております。連休のときには30人が開店を前に並んでいたというような状況もあります。人は来ています。そういうふうな形でつながりも出てきます。何とかそこにつなげるために、今回近いうちに全体像をお示ししたいと思いますけれども、今検討途中でありますけれども、今支障となっている危険箇所、凍結部分の箇所を今回とりあえずこの部分について補修を、撤去等をさせていただきたいということは私の思いであります。

以上であります。

○議長 長 質問に関しましては、質問内容を明確に端的によりしくお願いいたします。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今言われたことを村民の皆さんが理解できていればこういう問題ないと思います。あと2年で自立しますよと。行政もそれまでは手伝うけれども、それ以上はしませんよと。その辺ははっきり明確にしたら僕はいいと思うのだけれども、できませんか。

○議長 長 西山村長。

○村長 今その部分について本当に検討しているというか、中身についていろんな部分が重なってくるので、その部分についてはできるだけ、どういうふうに自走、自立していくのかという部分を含めて、村の全体像のビジョン、地域の部分を含めて、景観の問題含めて、これは村民の皆さんに提示はしなければいけないというふうには考えております。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今の事務方も含めて、村長も含めて、村長の回答については全体像の話でちょっとぼけている部分はあるのですが、今の説明の中の①の緑地帯のアスファルトの関係の議論をもう少しさせていただきたいと思います。

今の説明の中では、来客数、宿泊人数も含めて1万人近い部分、営業日程としては金土日が主流になってくると思うのですが、それだけの人数の入り込みはあるというご報告をいただき、このアスファルトの関係については、アスファルト舗装によって6台から7台の駐車場の確保ができると、要望もあるという形でございますけれども、つらつら考えますと、これを整備したからといって、基本的に6台、7台の駐車場が確保できたからといって、太田議員も言ったように周りには勤労者会館の駐車場もある、旧ゲートボール場の駐車場もある。徒歩で何分もかからない中で宿泊施設も食堂も利用できる。やはり一部の要望があった、一部のニーズに応えるという部分が、それが正しいとするのであれば、では多くの方が利用するとときに多くの方がそういう勤労者会館の駐車場なり旧ゲートボール場の駐車場を使わなければならないと。要は、二極面性がどうしても出てくる。例えば今の話の中で駐車場が障害者のための特定の駐車場なのだよとなったら理解できる部分はあるけれども、基本的にはこの狭いエリアの中で駐車場を確保して、入り込みも子どもたちを含めて入ってきて、今は満度についていないカフェ、マルシェ、高校生も含めて、土日も含めてやっていただける。ここに車を入れるという理論武装がどうも私には理解できないというよりも、ちょっと逆行しているのではないかと。それであれば、この施設全体をもう少し有意義に、車が入らないで人が交流できるような、回って歩けるような形をとるのが僕はベストな論議であって、6台、7台の車のために、お金をかける、かけないではないです。子どもたちも来るわけですから、危険性も回避する。この危険性の回避よりは、人の危険性の回避のほうが優先して論議されるのではないかと私は思っているのですけれども、今までの回答では全然理解できないというか、ちょっと逆行している回答になっているような気がするのですけれども、その点の説明をきちっとしてください。

○議長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今のご指摘の部分ですけれども、先ほどのお話、若干触れたところですが、宿泊施設の前に駐車場が7台ほどあります。そこがやはりずっと駐車場として使うのが望ましいかという部分があります。というのは、やはり熱中小学校を運営している地域創造センターから宿泊施設なり食堂なりに移動するとき、同じ場所を通るというようなところがありますので、施設の中を歩くに当たっては、今の駐車している場所が望ましいかどうかという部分があります。そうなれば、今の新たに設けようとしている使っていないスペースを駐車場として一体的にまとめて駐車できる場所というふうにしたほうが安全性は高いかなというふうに考えたところでございます。

以上です。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 これ考えの相違なのかもしれませんが、非常に今の説明の中ではどうも説明になっていない。失礼な言い方ですが、説明になっていないというか。私が言っているのは、基本的に勤労者会館の駐車場もあるでしょうと。あそこだって10台、12台とめれます。旧ゲートボール場も含めて、朝方早くは郵便屋の車だとかいろんな大型

車とまっている部分あるけれども、基本的には土日、遊具場に来られる方はあの近くにはほとんどとめていますので、空きスペースはすごくあります、私が見ている中では。旧ゲートボール場の跡地の駐車場は結構あります。それらを考えた中であえて、必要だと言うけれども、必要だという部分の宿泊者だとかなんとかというよりも、来られる方のこの施設の中の安全性を考えたときに、そこまで整備する必要があるのですかというのが1点問題だということを言っているのです。いわゆる入り口論、この2番目の門も含めて入り口論、出口論の車の運行状態も含めて、いろんな部分で危険性はそのほうがはらんでいるはずで、実際に入ってくることによって。その危険性も含めた理論がなされているのですかと聞いているだけであって、宿泊者のために必要だ、それは宿泊者にしてみれば徒歩30歩、20歩のほうがそれはいいです。逆に言えば施設の中にインナーのガレージあったほうがよっぽどいいです。そういう問題ではないのです、これは。あくまでも人を入り込んで、人がきちっと交流できる場所をつくりましょうという発想なのですから、車の入ってくるという発想はないはずで、基本的には。その発想の中であえて提案するというのは、やっぱりちょっと乱暴というよりも、少し発想の次元が違うのでないかなというような気がしているのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 確かに周辺に勤労者会館なり旧ゲートボール場の駐車場なりあるのですが、実際に熱中小学校の開校日には70人、80人、先日は100人超えるような方がいらっしやいましたので、当然そういった周辺の駐車場を使うというような状況はあります。ただ、それは多数集まる場合はそういった形を使わざるを得ないということで、宿泊であったり食堂を構えているということであれば、敷地内に一定程度の駐車場は必要かなというふうには考えております。やはり裏の旧ゲートボール場の駐車場、そこしか使えないとかというふうになりますと、道路を横断するですとか、また勤労者会館しか使えないとかとなりますと、冬ある程度歩きにくいところを歩いたりだとか、それなりの危険度といたしますか、余り利便性としてはどうかといったところがありますので、一定程度の台数は敷地内で必要かなというふうに考えております。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのおっしゃるところの部分、車を入れるために駐車場を確保するのか、それだったら周りにもあるではないかと、これはごもっともなお話です。全体として今課長も申し上げましたところ、一番の集約するという部分は障害者を含めて考えていかなければいけませんし、今現に宿泊棟の前に駐車場ありますけれども、あそこは本当は車が入らないようにすべきであるというふうなことも考えていかなければいけないというふうには、それは全体の構想としては持っていかなければいけないと思います。車を優先するわけではありませんし、その中で安全性というか、人が交流する場ですから、その部分はしっかりと考えなければいけません。旧ゲートボール場の駐車場も、先日も縦列駐

車とか芝生のところに乗り上げて、注意はしていますけれども、そういうような形で駐車をしている、あふれ返っているというような状況もあります。ここは本当に解消しなければいけないというふうにも思っておりますし、そういった部分で本当に全体的にしっかりと考えながら当面する整備をさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 二、三点質問したいと思います。

まず1点は、自立に向けてなのですけれども、確かに今いろいろ協議して検討しているということですが、この問題が出た設立当初を思い出すと、私は村長に、村長、これ自立できなかつたらどうするのですかと質問したと思います。そのとき村長は、英断をもって決断しますと。まず、その気持ちは変わっていないことだろうと思うのですけれども、その上でいろいろと先ほど同僚議員も言っていましたが、いろんな計画がございました。マルシェ、それから水耕、魚ですか、それとか地場産品の販売、これは今思うと2年半、3年近くたっているけれども、何一つ成功していないという軌道に乗っていない。大きく当初の懸案から随分変わっているのです、最初言われたことが。でも、それでも努力しているのは認めます。今すごい人数が出入りしていると。それが果たして自立するための利益につながっているのか。盛んに1万人来たと人数は強調されるのですけれども、それが利益につながっていかなければ、この機構は私は自立できないと思うのです、ただ集まっているだけでは。それが1点。

もう一つは、管理状態なのですけれども、幾ら指定管理しているとはいえ、やはり自分の建物の周りは草を刈ったり、それなりの管理するのが当然だと思います。それが先ほど言われていましたけれども、全然やられている気配がないということも地域住民からの苦情の原因だと思います。

もう一つ、3点目は、同僚の隣の安村議員さんもおっしゃったのですけれども、なぜあそこに車を入れるのかと、基本的に。一種の公園と考えて、逆に車の乗り入れを禁止するのだという形にしていけば問題ないと思うのです。大して広いスペースではございませんよね。ただ、車で乗りつけるというのは我々の感覚であって、果たして遠くから来ている人は恐らくそんな強い感覚は持っていないと思います。

もう一つ思うには、1番ですか、これなぜ駐車場にするのですか。ここを花壇や何かにして、熱中に通っている人みんなで花を植えたり、あるいは更別の特産のスズランですか、植えられるかどうかかわからないですけれども、そういうものを植えるなどして、ここを住民の楽しめる場に持っていくことも、やはり熱中が住民に認知される、村民に認知される一つの方法だと思うので、なぜそういうふうと考えられなくて、常にアスファルトにして車を入れるという、こういう発想になるのかということで、ここが一つ私は発想の転換をすべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 まず、織田議員からの1件目のご質問ですけれども、マルシェとアクアポニックス、カフェというような、それぞれの部分ですけれども、まずマルシェにつきましては確かに稼働率が十分ではないというところがあります。最近の状況としましては、不定期ではありますが、移動の本屋さんが利用して、そのときに熱中小学校の開校日とあわせてそこで本を販売するといったような新たな取り組みも行っておりまして、またアクアポニックスにつきましては、機械等の順調に動いている状況であれば一定程度食堂の中で消費できるというか、循環できるというところがあるのですけれども、昨年度一部不調がありまして、栽培が十分ではなかったところがあります。収穫できた分については食堂の中で活用してきているのですけれども、4月になってから実施方法といたしますか、苗を植えかえたりしながら新たに取り組みを始めておりまして、軌道に乗れば、できれば販売までというようなことで考えております。カフェにつきましては、現在連休から、5月1日から高校生によるカフェということで週末を中心に営業を開始しております。土日、土日で、先々週は休んでおりますけれども、今週末には営業を開始しておりまして、公園の利用者等に利用をいただいているところでございます。そこから食堂を利用される方もいらっしゃる、全体的な収益という部分については昨年度1年間ではまだ細かい数字まではいただいているというところなのですが、今後初期投資分はなくなりますので、ある程度の利用者数があれば十分収益につながるものかなと思います。ただ、先ほど村長もお話ししたとおり、イコール即自立の計画が描けるかというところは今後さらに精査してまいりたいというふうに思っております。

2つ目の管理状態につきましては、それはご指摘いただいたところでございますので、十分に努力していかなければならないというふうに考えております。ただ、一般的な公共施設の芝生ではなくて、もともとフェンスがあつて、フェンスの基礎があつたり点在していたりだとか、周辺に起伏があつたりということで非常に管理しにくいというところがありますので、それらどういうふうにすれば管理しやすいかと。また、芝生にするのであれば、どこを芝生にするのかというのを練り上げた中で再度検討してお示ししたいと思っております。

もう一つ、花壇の点がありましたけれども、駐車場にするのではなくて花壇にしてはどうだというようなお話もありましたが、それらも含めて全体に検討し直した中でまたお示しができればというふうに考えております。

以上です。

(何事か声あり)

○企画政策課長 済みません。そののアスファルトは提案させていただいておりますので、その駐車場ということで、その花壇をもし生徒たちでやるようなところがあるのであれば全体の中で、ではその駐車場とは違うこの場所でやりましょうとか、そういったこ

とも含めて検討させていただければと思います。

以上です。

○議 長 7 番、織田さん。

○7 番織田議員 せっかく、大変にスペースがあいているのですよね。なぜそんなに駐車場にこだわるのか、私ちょっと疑問です、正直言って。先ほどすごい人数の方が土日ですか、来ておられると。そのような中で、先ほど隣の安村議員さんおっしゃいましたけれども、車を動かす自体が非常に危険だと思うのです、逆に。ここを一つの、要するに熱中公園だと、更別でいえば。そういう感覚で村民に捉えてもらえれば、まだ村民の見方は変わらと思うのですけれども、正直言って土日の人はすごいのはわかっていますけれども、村民が非常に敷居が高いと、入りづらいのです。それで、皆さん熱中を理解できないのです。ここがもし村民が憩いの場的になれば、まだまだやはり皆さんの理解も得られるし、村長の言われた交付金がなくなった時点の問題もある程度やわらかく見てもらえるかもしれないのですけれども、今の状態ではやはり英断をもって決断するのは非常に大きな意味を示すと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 暫時休憩します。

午後 3 時 2 6 分 休憩

午後 3 時 4 1 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山村長。

○村 長 休憩をとっていただきまして、大変申しわけありませんでした。

私のほうから 1 番のこと、駐車場の必要性について述べさせていただきます。今点在している駐車スペースについて、点在しているところから車が熱中小学校の校舎内を自由に動き回るということで非常に危険性があります。その部分を 1 番のところに集約をさせていただきたいということと、その 1 番に集約した場合については、障害者等々いろいろな部分も含めまして検討させていただきたいということと、この部分で人が入ってきて危険が及ぼさないように整備をさせていただくということで集約して、そこに駐車スペースが必要であるということから、今回そういう形でお話をさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 2 番、上田さん。

○2 番上田議員 関連で質問したいと思うのですけれども、先ほど来同僚議員も言っていたのですけれども、防草ネット、私 3 月の定例会のときに一般質問させていただきました。それで、私もそう思いますし、住民の方からかなり見覚えが悪いと。そして、市街地の真ん中にああいうスタイルのはやっぱり好ましくないという部分で、私その質問の中でやは

り更別のPR、いろんな部分でああいう形の中にそのまま置くわけにいかないというふう
に質問したところであります。もちろん先ほど来から言っています全体的な計画、整備の
ほうではなくて、要するに自立に向けたいろんな手段があると思うのです。村長は、あれ
は自立させるのだ。もちろん更別に貢献度があれば、全くの一円も出さない自立なのか、
それとも支援がありながらの自立なのかということは別にしても、やはりそういったこと
も考えた中での、要するにでかい構想を持たなければならないと思うのです。その中で、
今本当にやらなければならないのは何かと私なりに思っているところは、やっぱり防草ネ
ット、この撤去と、環境をよくするためにやっていただきたいということでもあります。そ
の点について、今回それがないものだから、私なりにちょっと残念だなと思っているので
すけれども、どうしてそういうふうになったのか。そして、それをいつごろやっていくの
かということも含めて質問したいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 先ほども一部申し上げましたけれども、非常に建物の周辺の起伏、それ
から基礎があつたりというようなことで非常に管理のしにくい状況がございます。周辺管
理については、村からも適正に管理するようというところで指導しておりますけれども、
具体的な方法までは十分に行き届いていないところがあるかと思います。その指定管理
者の今とっているやり方、防草ネットの改善といった部分も含めて、今後全体的な整備を
どのぐらいの予算をかけてしていくのかというようなことを提案させていただく中で、実
際に施行するときにあわせて整理ができればなというふうに考えているところでございま
す。

○議 長 西山村長。

○村 長 今課長から説明ありました。先ほど織田議員さんのご質問もありました。住
民の憩いの場といいますか、そういうような新たな構想をきちんと持つということが大事
でありますし、私もそのとおりでと思います。そういう点で今回駐車場の集約というよう
な形で車を入れるのか入れないのかというような問題もありましたけれども、やっぱり中
のところで車の動きとか、これはあつてはならないというふうに思っております。今回
アスファルトの部分ありますけれども、その部分は危険が及ばないような形で必要最小
限という形で集約をさせていただいて、速やかに検討して、今の防草ネットは非常に不評
であります。本当に村の施設としてどういうふうに考えているのだということでたくさん
のご意見、苦情をいただいています。私、速やかにそのことも含めて織田議員さんの指摘
や上田議員さんの指摘、またほかの議員さんの指摘もあります。やっぱり熱中小学校を単
にそういう形ではなくて、ほかの連動としてしっかり住民が憩える場所、あるいはそうい
うような花壇とかいろんな部分をきちんと整備できるように今後提案をさせていただき
たいと思います。ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 関連の質問についてはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

6 番、安村さん。

○6 番安村議員 12ページの関係のプレミアム商品券の交付事業について補足説明をお願いします。冒頭の中では国の支援があつてということで、消費税の増税分の還元も含めてということで、国の全面的な支援をいただいての事業だというふうに説明をいただきましたけれども、中に低所得者も含めてということのプレミアム商品券だよという説明がございましたけれども、事業内容がなかなか見えない部分が、正直言って今の冒頭の説明ではありませんでしたので、その点の補足説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 プレミアムつき商品券の事業としては、消費税10%引き上げでは低所得者、子育て世帯、ゼロから2歳の子どもをいっておりますけれども、消費に与える影響を緩和するということです。それで、購入対象者としては2019年度の住民税非課税者、課税基準日が2019年1月1日ということになっております。住民税課税者と生計同一配偶者、扶養親族、生活保護世帯を除くということになっております。また、子育て世帯ということで、学齢3歳未満の子ということで、2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子どもが属する世帯主に対しての給付ということになっております。額面券が2万5,000円分、5,000円券を5セットという形で販売したいと思います。販売額が4,000円で5,000円分のもので買えるということになっております。一応9月中に申請をいただき、9月中に引きかえ券を送付し、10月1日から引きかえを開始するということにしたいと思います。販売するというので、国からは200万円の分と、あと販売分で800万円を今回諸収入のほうで見させていただいているということで、それで1,000万円分の400世帯分ということで今回見させていただいております。

以上です。

○議長 長 6 番、安村さん。

○6 番安村議員 低所得者と子育て支援という内容はわかりました。

ただ、プレミアム商品券という内容の購入できる部分についての内容、何か特別事情があるのであれば、制約があつたりなんだりという部分があれば説明をいただきたいと思うのですけれども。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 まず、第一の制約としては、使える期間が10月1日以降、消費税増税以降、それと2019年度内までということになっておりますけれども、事務の都合上2020年の2月末日までの間に使ってもらおうという形で今考えております。そのほか、1回に5セット買う人も自由ですし、1セットずつ5回に分けて買うことも自由だということになっていて、4,000円ずつ買って5,000円ずつ使っていくということは可能というふうに考えておりますので、なるべく利用する皆様に不便をかけないような売り方等も考えていこうと思つ

ています。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 端的に答えていただいて、一問一答になっている部分あるのですけれども、このプレミアム商品券、俗に言う使用する場所も含めてということで、もう少しエリア広げて、更別村内でしか使えないのか、十勝管内全体で使えるのかというものも含めて、全体的な像というか、主要なポイントの部分をつまんできちっと説明いただきたいのですけれども、お願いします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 申しわけございません。使用できるのは、市区町村内の店舗を対象として、それを広く公募して、使える店を公募するという形で実施をするということになっております。ただし、市区町村が社会通念上不適切と判断する商品等は除外することは可能だということになっております。あくまで消費喚起ということで、その市区町村内での使用に限定されております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 14ページのコミニの里へ161万1,000円の補助を計画していますと。それで、総務課長から要介護2の人と。これはわかるのですけれども、ひもつきでなくて、ただぼんと上げるのですか、施設を改修したりするわけでなくて。この金額をストレートにあげて、助成をしてあげると。それと、これ初めての前例ですけれども、これから後も考えていくのですか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 この特例入所というのは、基本法律上、介護老人福祉施設へ入所できるのは要介護度3以上の方となっております。この特例入所というのは、その市区町村で独自の許可でもって入れるということになっております。その許可の要件としては、例えば要介護2でありながら介護をする人がいない、もしくはその市区町村の近くにはいないですとか、いたとしてもお互い高齢でできないとか、いろいろな条件がありまして、町村のほうでこの人は1、2の人を入れてくださいというふうな形にするものですから、要介護3に比べて要介護1、2のほうが単位費用が低いということになりますので、その分村の実情に合わせて入れていただいているものに対しての差額に対して今回5名分ということで上げさせていただいております。現在、この積算時点では要介護1の方が1名、要介護2の方が4名おられて、その12カ月分ということで要介護3との差額、基礎単位費用の差額161万1,000円を今回計上させていただいているところです。また、この特例入所という制度が続く限りにおいては、この制度については続けていかなければならないというふうに考えておりますけれども、中で2年に1回、もしくは3年に1回、介護度の判定により介護度が上がった場合にはこの要介護1、2の方が3に上がったという場合においては、

この分には該当してこないというふうに考えております。

以上です。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 13ページの目1の(1)、委託料の件ですけれども、たしか昨年度でしたか、人がいなくて減額しているというような経過があったと思うのです。この予算に関しては、今回村長も再選されたということで、政策予算でこれを計上したのか、それとも人がいたから人件費分として計上していったのか、その辺中身がわからないものですから、説明願いたいと思います。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今のご質問にお答えいたします。

今回につきましては、国のほうから当然事業の付託といいますか、受けたということもあるのですが、今おっしゃったとおり人も一応確保できているというところから対応しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 そういうことだろうというふうには想像したのですけれども、村の考え方としてこれは障害児を受け入れるというような内容ですね。ということは、やはり今までやってきた部分を今後このように拡大するなり改定していくのだというような考え方になっていかなければならないと思うのです。だめだということではなくて、要するに人がいたから、いないからではなくて、更別村はこういったことを学童保育にも適用しているのだよという、そういう重い気持ちがなければ、人の配置だけで補正したり減額したりなんて、これからまた続けることになるのですかという単純なことになってしまうものだから、その辺多分担当者というよりも、村長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんのおっしゃるとおり、人員が確保できたからということではありません。当初から、本来であるならば村のそういう放課後の児童あるいは学童保育で障害児あるいは困難を抱えた子を方針としてきちんと対応していくというのは当たり前の姿というふうに考えております。また、今いろんな放課後デイとか、いろんな形で検討もされておりますし、私はその部分を含めてしっかりと村の施策としてやっていかなければならないと考えております。

以上であります。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 先ほどの質問に戻ってしまうのですけれども、14ページの地域密着介護施設の特例入所なのですから、今1と2の方がいろんな関係で入られたと答えられましたが、そのことによって3以上の方が、恐らく人数に限りありなので、順番待ちというか、なかなか順番が回ってこないということがないように思うのです、私は。

そこで、やはりこれは村としても支援ハウスみたいに1、2の方が入れるような施設を、やはりこれだけ独居老人あるいは高齢者世帯がふえている中でこれから大いに出てくる話だと思うので、その辺を力を入れて増設していくことがやはり村としては考えるべきだと思うのですが、その辺の村長のお考えをお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんおっしゃるとおりであります。やはり今順番待ちとかいろんな形で入りたくても入れない状況だとか、そういう状況も呈しております。いろんな支援も必要ですし、なおかつやはり将来的なことを考えると、指導員つきといいますか、そういうような形で増築をしたり、いろんな形で高齢者の生活を守っていくという施設は当然必要でありますし、それは喫緊の課題であるというふうに認識をしております。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 21ページ、款10教育費の目1社会教育総務費、説明欄の(1)、青少年教育推進事業のプログラミング教育授業の委託料等、あと(2)の成人教育推進経費のプログラミング教育指導者養成委託料、ここについてなのですが、社会教育費で学校教育以外でプログラミングを見ているのですが、指導者等養成して何か意図はあるのでしょうか。

○議 長 伊東教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹 昨今プログラミング教育につきましては、学習指導要領の改訂に伴いまして各小学校、中学校、それぞれプログラミング教育の位置づけ等をされていくこととなっております。社会教育のほうで今回青少年教育のプログラミングの部分で63万6,000円見させていただいてございますが、こちらについては小学生の体験という形でプログラミング教育を放課後もしくは長期の休業中に開設をして、プログラミング教育の推進というか体験をしていただいて進めていきたいという予算をつけさせていただいているところでございます。

また、成人教育に関しましては、子どもたちが気軽にプログラミング教育を行う上でなかなか子どもたちだけでプログラミング教育をやりなさいよという形にはならない部分もありますので、大人の方がプログラミング教育に精通するというか理解をいただいて、子どもたちに直接教えていただける方を育てて、その方を育てることによって学校に入っていったりすることもできるかなとこちらで考えておりまして、プログラミング教育の成人教育のほうで指導者を養成するというような形で予算を組まさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 関連すると思うのですが、ページもとへ戻っていただいて、20ページの小学校教育の関係でプログラミング教育の委託料の計上がなされております。この

案件につきましては、既に報道等で公表されておりますけれども、30年3月に手引の公表があったということで、2020年に小学校の教育の関係で必須条件になるということで載っておりまして、その点のまず手引を公表して、そしてプログラミングの教育に関するものの改訂が30年12月に一部改正という形でもう実施している。都道府県の主要なところではもう52%以上、現実的に実施しているという現況になっています。ただ、町村においては、勝毎も含めて出ていたのですけれども、かなり低い導入率だということがございます。問題は、確かにこれ義務教育化されるという中の押さえ方を教育委員会としてはどのような方向でこのプログラミング教育をしていこうとしているのか見えない部分がございます。まして今回の教育方針にもプログラミング教育の関係載っておりません。当初予算の中でも計画的には予算計上していないという部分があります。これは、あくまでも学習要領の改訂に基づいて必須条件になっている中で、やはりここまで1年近く予算措置できなかった。これからは義務教育化されていく中でどういうふうに小学校に導入させていくのかという部分が全く見えない。まして事業委託料にする、そして今説明ありましたように小学校の生徒の名前が出て長期、いわゆる夏休みとか冬休みの中で成人も含めて青年も含めて同等の教育をやっている、受講している方を利用しながら小学生の教育も含めてという話に見えるのですけれども、やっぱりこれは義務教育化していく中の位置づけが全く見えない中でサポート体制ですね、いわゆる成人だとか青年の対応というのはサポート体制であって、義務教育化していく中でやっぱり事業計画に盛り込んでいない、あるいは方針が定められていないというのはちょっと疑問点があるので、その点の教育委員会としてのこの取り組み方針について何か説明というか、確たるものがあればご説明をきちっとしていただきたいと思うのですけれども。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいまのご質問いただきましたプログラミング教育にかかわる本村の教育委員会の方針ということでございますけれども、たしかプログラミング学習は必修化ということでこれから進められていくことになります。よく言われるのがこのプログラミング教育については教科化になるのかということなののですけれども、それは教科化ということではなくて、あくまで理科ですとか算数の教科の中でプログラミング的な要素が組み込まれるということでございます。あわせてプログラミングを实际やるのかということではなくて、そのプログラムに対する思考力を高めるというような授業を進めなければいけないということでもあります。あわせて小学校につきましては、当然パソコンを使う授業もありますけれども、まだ基本的なパソコンの操作については苦手な児童も多いということがありまして、このプログラミング的思考を育むというのが今の私ども教育委員会の方針という形で進めようというようなことで考えているところであります。そういう部分含めて、学校の先生方もプログラミング的思考をいかに伸ばすかという部分につきましては非常に苦労されております。そういう部分を何とかサポートして、言われておりますプログラミング教育の思考力を伸ばす部分についてはいろいろな支援体制をつくってこれから進めて

いきたいなというふうに考えております。

あわせて先ほど主幹からも説明ありましたが、社会教育の部分におけるプログラミング教育のかかわりなのですけれども、あくまで学習上の必修化にされるということで、当然学校の教育につきましては家庭でのサポートも必要だということで私は考えております。そういう意味を考えますと、やはり家庭でのIT教育に係る抵抗、要するに子どもがそれにかかわる抵抗をなくすこと。そして、あわせて学習環境を整えてあげることが大切なのかな。ただ、その学習環境を整えるといいましても、なかなかそういう環境がない家庭も考えられますので、そういう意味も含めて社会教育の中で親御さんも一緒になってプログラミング教育を進めていけるような環境ができればいいかなというように考えております。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今回の教育長説明いただきましたけれども、これは私が小学校プログラミング教育必修化に向けてというやつを少しコピーしてきたのですけれども、確かに来年から必修化されるという中で、教育長の今の説明、外部も含めてということで、サポート体制も含めてという話になっていますけれども、この教育課程内のプログラミング教育については、学習指導要領に例示されている単位等で実施するものが1点。それと、学習指導要領に例示されていないが、学習指導要領に示される各学科等の内容を指導する中で実施するもの、今教育長から説明していただいたように理科であったり算数であったりという部分を含めて。そして、教育課程内で各教科等とは別に実施するものというふうに区分けしてあります。そして、教育課程外のプログラミング教育というのもあります。それは、今の説明あった成人だとか青年の人たち、あるいは家庭も含めてサポートしてもらうという、いわゆるサポート体制の構築も含めて。これは、複合的になっているはずなのです。ですから、僕が課題にしているのは、もう来年から必修化される中の問題はAの、いわゆる学習指導要領に載っている中の指導をどうするのかというのが全く見えていない中で外部指導だけをきちっとしましょうといっても、これはあくまでも学習指導要領ですから、当然入ってくるわけですから、義務化の中で必修化で入ってくるわけですから、それをどう構築するのですか、そこが曖昧ではないですかというご質問させていただいて、それに対する考え方をお聞きさせていただいているのです。

○議長 長 荻原教育長。

○教育長 学校における教育の仕方ということで、あくまでもプログラミングそのものを学習するということはないものですから、目的として。そのプログラミング的思考を伸ばすということで、例えば大きな問題を解くのになかなか難しいと。ただ、それを小さい単位に崩して行って、わかりやすくして解いて行って全体を解いていくと。そういうような方向でもって、このプログラミング教育の思考能力を上げるということでございます。

本村についても、そういう部分の学習指導の方法をきちんと先生方にも支援しながら進

めていかなければならないと思っておりますけれども、その手段の一つとして今回このような形で小学校の学校教育の中にプログラミング教育のサポート体制をつくるということでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今の説明でわかりましたけれども、ただ基本的に私がしていきたいのは、昨年の3月に手引が明示されて、なおかつ改訂版も10月にされて、今令和になりましたけれども、もう6月の中で既にそれに向けて実施している町村も含めてあるということなのです。ですから、今から外部指導も含めて、いわゆる委託も含めてやるというのは、確かにわからないわけではないけれども、明確な回答がなかったからという部分もあるかもしれない。明確な教育課程が見えなかったという部分もあるかもしれないけれども、やっぱりそこは興味を持ってもらうためにも、いち早く僕はやるべきだと思うし、それに対する体制づくりもきちっと明確に示しながら進めるべきだというふうに思っているのですけれども、その点が僕は6月の補正で出てきたということ自体が幾ら暫定予算であるといえども、当初予算で盛り込むべきであって、ここに出てくるということ自体のもどかしさも覚えますし、もう少しきちっとした指導要綱も含めて、子どもたちにどう教育していくのだという熱い思いも含めて実施してもらいたいというふうに、もうこの時点でしか出せなかったという部分、もう戻れませんけれども、その点を真摯に反省してもらって、やるべきものはきちっと前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 確かに年度当初からこの件については取り組んでいかなければならない部分だったというふうに思っております。教育委員会としても、来年の教科化に伴う英語、そういう教科化になる部分につきましてはいろいろな対策をこれまで組んできましたけれども、このプログラムについてはその当初に出さないできたという部分については確かに反省しなければならぬのかなというように思っております。いずれにしても、学校現場が混乱しないように、当初からこういうような部分につきましてはきちんと対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 関連するので、昨年総務省の採択を受けて放課後の児童クラブにおけるプログラミング学習を国の予算をいただきながら実施をしました。その中で専門学校のコアさんとか、東京からそういう専門の講師さん呼んで、いわゆる学校教育で必修化になるということにもらみながらプログラミングに対しての考え方とか、事前に先行する形で村としても実施をしてまいりました。これは、教育委員会の範疇ということではなくて、いわゆる村長部局といいますか、企画とかいろんな形の中でやってきました。いろんな部分で本当に年度当初に向けて、今教育長からも話があったのですけれども、プログラミング学

習を必修を前にしてどういうふうに組み立てていかなければいけないのかというところは、やっぱりずっと考え、はっきりしていかなければいけないというところがありました。その部分で、前の英語教育が来たときに、実際に英語教育が始まったときに、それがまた低学年におりてきたときに、指導者の問題とか、いわゆる条件整備がなされていない問題があったり、実際どういうふうに指導していくのかということで、なかなかその案が示されないというところがありました。そういう点でかなり迷っていたというところもありますし、実際に安村議員さんご指摘ありましたように手引とか、その改訂版が出ているわけですから、その部分についてはきちんと把握をしてやっていかなければいけないというふうに思っています。

私は、これは学校教育だけではなくて、村全体の将来にもかかわるということで、なぜプログラミングが必要なのかということでもありますけれども、基幹産業の農業においては今ICTとか、いわゆるAIを活用した、そういうような農業に転換をしつつあります。そのときに今無人トラクターとか無人ドローンとか、いろんな部分がありますけれども、実際にそれを動かすにはプログラミングをできる力を小さいときからつけていなければいけません。全体としてそういう形でプログラミングをするのではなくて、将来今の子どもたちが自分の農場で自分の圃場に合わせてトラクターを自在に動かしたり、あるいは高低差、あるいは土の質、いろんな条件に接しながら、適しながら自在にプログラミングをして農業機械を操作するということに将来的には持っていかなければならないと思います。そのためには、今そういうことが必要ですし、その部分で学校教育が受け持つ範囲と社会教育が受け持つ範囲と、そして大人たちですね、成人、家庭が持つ範疇としっかり位置づけをして取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

先ほどお話ししましたように、手引あるいは改訂版が出ている段階で学校教育の部分についてはなかなかお示しできなかったところもあります。6月までにずれ込んだということありますけれども、そこはやっぱりきちんと反省をしながら、来年度に向けてしっかり全体を通じてやっていかなければいけないというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 22ページです。トレーニングセンターの改修事業についてお伺いいたします。これは、トイレの改修だと思うのですが、今パラリンピック初め障害者のスポーツが大変盛んになってきていますし、恐らくはトレーニングセンターでもそういう利用はこれからあると思うのです。そのときにに関してなのですが、このトイレの改修事業を見ますと、身体障害者のトイレが設置されていないと。では、どこにあるのだと言われると、改善センターの教育委員会の前に1つありますよね。そこまでは結構距離があるのです。一部柔剣道場の前ですか、通路も狭くなっていて、実際そういう方が利用すると大変なことになるのでないかと思うので、もし考えられるのであれば、障害者用のトイレも一つ計画に考えてみてはどうかという質問でございます。

○議 長 伊東教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹 今回のトレーニングセンターの改修の部分で洋式トイレとして改修をさせていただくこととしております。この内容につきましては、障害者の方も利用できるような形のトイレとさせていただきたいと考えておりますので、具体的に障害者の方用だけのトイレを設置するというわけではなく、障害者の人も使えるような形のトイレの改修をしていきたいと思っておりますので、そういう形でさせていただければと思います。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 18ページの目3の道路新設改良費、これは今回南14線等工事請負費では錦町ということで改良工事が出ているわけなのですが、その質問ではなくて、ご承知のように2年前に若葉のほうなのですが、セブンイレブンが開店しています。そこで、東6条線かと思うのですが、現在車の交通量がかなり激しくなっていて、国道と、それから東6条線、両方出ていくわけなのですが、入ったり出たりするので、その交通量が非常にふえて危険な状態になっているというようなことがあります。私も若葉に住んでいるものですから、いろいろと苦情なり意見なり聞いているわけなのですが、以前標識のほうで村のほうに依頼して、交通安全の旗は立っているのですが、それだけではやはり危ないというようなことで、つい最近地域の人が署名活動をやりたいのだという、そういう話もあります。それは別として、やはり村として、あそこは児童も通る道路なのです。ですから、何とか改良、何らかの形で政策打っていただきたいなというふうに思っているのですが、その辺村としてどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 ご質問の中身なのですが、確かに2年ほど前ですか、お店ができて、危険と思われるような状況があるというようなことで、村のほうでも交通安全プログラムというように通学路の点検だとかを行う中であって、昨年の12月にも改訂版の中でそういう危険箇所というように場所としては認識しております。今年度、今考えているのは、村のほうで毎年区画線、道路の線ですね、の工事をこれから発注するので、該当の場所については南2線に抜ける丁字路のあたりが、ドット線と言われている部分はかなり色が落ちてきているというようなことがあるものですから、そこらは今回新たに新しくそこへ一回とまるのだよというか、優先道路ですよというように標示をできるような形で考えてはおりますし、その裏でそっちからぐるとカーブになっているような場所もあるものですから、あちらもドット線の場所が逆だったりとか、現状に合わないような状況があるものですから、そういう部分ではまず解消を図っております。あと道路の構造については、現在舗装化もされておりますので、今時点で具体的に計画を考えているものはないのですが、構造上の問題でそういう事故が起きるのか、そう

というようなこともあれば当然考えていかなければなりませんし、あとやはり交通安全となりますと、道路の構造もさることながら、そういう交通安全意識ですね、そういうような啓発活動的な部分も大きく占めていきますので、注意喚起だとかの看板を立てたりというようなことも可能なのですけれども、立て方によってはかえってそれが見えなくなったりだとかというようなこともあるものですから、ご指摘のことは十分こちらの気にとめておりますので、現状様子見ながら、やる際に当たっては大がかりになるのであればそれなりのことを考えてやらなければいけないものですから、まず現状余り道路を逆に広くよくし過ぎることによって、交通量が余計ふえるのもどうかというところもあるものですから、あちらをやればこちらがというようなこともあるものですから、十分に検討はさせていただきたいなと思っております。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今検討したいということで大変うれしい回答なのですが、早急にやっていただきたいということでお願いというか、やっぱり交通事故起きてからでは間に合わないものですから、そういうことでよろしくということで質問を終わります。

○議 長 そのほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、これで質疑を終わります。

(「議長」の声あり)

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 この議案第42号の中身について、議員間の中でもう少し議論が必要だと思うので、休憩をお願いしたいと思います。

○議 長 ただいま5番、太田さんから休憩することの動議が提出されました。これに賛同される方はいますか。

(「はい」の声あり)

○議 長 この動議は賛成者がありますので、成立しました。

休憩の動議を議題として採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、休憩することの動議は可決されました。

午後4時40分まで休憩いたします。

午後 4時22分 休憩

午後 4時40分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

◎日程第19 議案第42号(続行)

○議長 長 それでは、5番、太田議員より休憩中に議案第42号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件に対して、お手元に配りました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

5番、太田さん。

○5番太田議員 議案第42号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第2号)に対する修正動議を提出いたします。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び更別村議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

次ページ、別紙をごらんください。議案第42号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第2号)に対する修正案。

議案第42号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第2号)の一部を次のように修正する。

第1条中「1億4,548万2,000円」を「1億3,974万2,000円」に、「45億3,234万5,000円」を「45億2,660万5,000円」に改めるものです。

第1表、歳入歳出補正予算の一部を次のように改めるものです。

歳入、款18繰入金、項1基金繰入金、補正前の額4億1,655万2,000円、補正額5,798万円を5,224万円に、合計金額を4億7,453万2,000円を4億6,879万2,000円に。歳入合計を、修正する場所ですけれども、補正額1億4,548万2,000円を1億3,974万2,000円に、合計で45億3,234万5,000円を45億2,660万5,000円にするものです。

歳出に行きます。款2総務費、項1総務管理費、修正するところだけいきます。修正額5,866万1,000円を5,292万1,000円に、合計で9億7,050万円を9億6,476万円に。歳出合計、補正額1億4,548万2,000円を1億3,974万2,000円に、歳出合計を45億3,234万5,000円を45億2,660万5,000円にするものです。

修正の理由といたしまして、本案は地域創造複合施設整備事業574万円に伴う全部の経費を削除するため、補正予算の一部を修正しようとするものです。

地域創造複合施設の今後の見通しと、それに伴う整備のあり方についての検討、さらには農村公園や勤労者会館を含めた中での全体計画が必要であり、本整備事業を急いで実施

すると無駄が生じる可能性があります。その前に取り組むべき課題があると判断しました。危険性については、緊急性は低く、工夫で判断していけるものと考えます。

改修工事が今後も全く必要がないわけではありませんが、全体計画、車の乗り入れを禁止するなどの検討が必要であり、現段階では時期尚早と判断しました。今後地域創造複合施設のあり方など全てを効率的かつ合理的な道筋を順序立てて提案し直すべきとし、修正案を提出するものです。

次ページをごらんください。参考になります。令和元年度更別村一般会計補正予算（第2号）修正に関する説明書です。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、歳入、款18繰入金、補正前の額4億1,655万2,000円、補正額5,798万円を5,224万円に、合計で4億7,453万2,000円を4億6,879万2,000円にするものです。歳入合計、補正前の額43億8,686万3,000円、補正額1億4,548万2,000円を1億3,974万2,000円にするものです。合計といたしまして、45億3,234万5,000円を45億2,660万5,000円にするものです。

歳出に行きます。款2総務費、補正前の額9億4,566万6,000円、補正額5,942万1,000円を5,368万1,000円に改めるものです。合計金額10億508万7,000円を9億9,934万7,000円に改めるものです。補正額の財源内訳につきましては、修正した箇所のみ申し上げます。その他の574万5,000円を5万円にするものです。歳出合計、補正前の額43億8,686万3,000円、補正額1億4,548万2,000円を1億3,974万2,000円に、歳出合計といたしまして45億3,234万5,000円を45億2,660万5,000円にするものです。補正額の財源内訳はその他の部分だけ変わって、2,992万4,000円を2,418万4,000円にするものです。

2、歳入、款18繰入金、項1基金繰入金、目8公共施設等整備基金繰入金、補正前の額1億2,645万円、補正額1,667万9,000円を1,093万9,000円に、合計といたしまして1億4,312万9,000円を1億3,738万9,000円に、節、区分1公共施設整備基金繰入金、金額1,667万9,000円を1,093万9,000円にするものです。説明欄、公共施設整備基金繰入金1,667万9,000円を1,093万9,000円にするものです。合計金額は、今申し上げた金額と同じになります。

3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目4地方振興費、補正前の額1億330万円、補正額7,174万円を6,600万円に改めるものです。合計といたしまして、1億7,504万円を1億6,930万円に改めるものです。補正額の財源区分といたしまして、節15工事請負費574万円をゼロ円にするものです。説明欄（2）、地域創造複合施設整備事業574万円をゼロ円にするものです。同じく工事請負費も574万円をゼロ円にするものです。

以上、説明といたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから修正案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 まず聞きたいところは、今回全部削減ということになっているわけなのですが、これはどの時点まで削減、計画ができてからということで全額を削減する

のかどうなのか、その辺聞きたいと思います。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今のままだと計画についての検討が必要であり、村長も先ほどおっしゃられたとおり駐車場、いろいろな設備に関してはさらに計画するということでこの案を通してほしいということだったのですけれども、私はこの案を一回ゼロ円にして、また新たに提案者側から計画ができてから提案してもらおうという考えのもと、今回は修正案を提出いたしました。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

原案に対する賛成者の発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 施設整備事業、環境整備事業は大変重要と考えます。3年間の今までの熱中小学校の実績等を踏まえますと、周りの環境、これは来る人、そして住んでいる私どもから見ましても早急に実施するべきという考えでございます。

2年後のビジョン等も大変心配なところももちろん私もございますけれども、まずは3年間の実績、これを踏まえまして賛成させていただきます。

○議 長 原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 修正案に対する賛成者の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 私は、先ほどいろいろと村長あたりの答弁を聞きながら思いました。確かにあの狭いところに車をたくさん入れるということでわざわざ整備する必要はないのではないかと先ほど私申しましたけれども、そこはそれなりの今後きちんとした計画を出していただいた上でまた議論すべきであって、今は時期尚早と思ひまして、修正案に賛成いたします。

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 修正案に対する賛成者の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 修正案に賛成するものであります。

私は、熱中小学校、今小谷議員が言ったように3年間の実績はやはり重たいものがあるということで十分理解しているつもりであります。人口対策あるいは起業家の誘致、いろ

んな部分で、要するに本村のPR等、やはり熱中小学校は更別にとってなくてはならない存在だというふうに理解しております。これは、全国に発信する上でやはり必要なのだという部分は私は常に思っているところであります。

ただ、今回修正案に賛成する意味は、やはり先ほども言いましたけれども、全体像というよりも、何をどういうふうにしていきたいのか。そして、2年後の自立に向けてどのようなことをやらなければならないのかということがやっぱり心配な、心配というより、そこを取り込むべきところだと思うのです。私は、今回先ほども質問させていただきました。環境整備について、これはもう喫緊の課題なのです。これは、更別のマイナスイメージですから。だから、私はあの全体をとにかく環境整備をしていただきたい。市街地の真ん中にあんな場所はないです、はっきり申し上げて。だから、私は今回これを一回取り下げて、そしてできれば来月でも再来月でもいいですから、臨時議会でいいですから、なるべく急いで、やはりその全体像を示していただいて、そして環境整備に取り組んでいただきたいということで、今回は修正案の中身に、理由とはちょっと違うところあるかもしれませんが、修正案に賛成するところであります。

以上です。

○議長 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 修正案に対する賛成者の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 修正案に賛成をいたします。

理由といたしましては、前段でも申し上げたとおり、管理のあり方というか、いずれにしても熱中機構への委託のあり方は現状の中できちっと村が整備して、それに基づいて機構が委託管理を受けるよという前提でやっているわけでして、それに対して確かに3年間経過したという部分は理解はできますけれども、何をやっているのだという、管理計画の中で管理をするという前提の中で機構として何をやったのだという部分がまず僕は問われるべきだというふうに思っております。それは、必要なものは必要として、村はそれなりに修正しなければならないという部分ありますけれども、基本的にやはり機構が管理委託を受けた以上は、それなりの責任を果たしてほしいという部分もありますし、今後も果たしていただきたいと思っています。ましてこれは附帯ですけれども、熱中機構でありながら熱中小学校という7歳の目線でもう一度戻った管理をしましょうと、体験をしましょうという非常に崇高な理念がある中で、単純に小学校の校庭、校舎含めてああいう形にしますか、基本的に。やるという形の中で機構が受けた以上はそれなりの実施をしなければならないというのは、これは義務ではありませんか。その中で、やはりそれは危険なところ、修正しなければならないのは出てくるかもしれない。だけれども、基本的な理念がやっぱりそこには欠落しているのではないかというふうに思わざるを得ません。基本的には、何もやるなどとは言いません、私も。ただ、全体像をきちっと周辺の施設環境も含めて全体的

なものをもう一度きちっと組み立て直して、再提案していただきたいというふうに望んでおります。

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 修正案に対する賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

まず、本案に対する太田さんから提出された修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立によって採決します。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、議案第42号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件は修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第43号

○議 長 日程第20、議案第43号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第43号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件であります。

第1条ですけれども、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ857万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,082万5,000円とするものであります。

最初に歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で857万7,000円を減額し、補正後の予算額2億4,467万4,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、(1)、診療施設維持管理経費、節18備品購入費、施設管理用備品購入費は入院病棟で使用している洗濯機を更新するものであり

ます。平成23年に購入した家庭用洗濯機を2台使用しておりますけれども、このたび故障し、修理にかかる費用が1台は1万5,000円程度とのことですが、1台は7万5,000円程度必要とのことでした。既に生産が終了されている機種であり、今後は部品の供給もなくなっていくということから、修理に7万5,000円程度必要とされるほうの1台を更新するため24万円を増額しております。説明欄(2)、総務管理経費は421万7,000円の減額であります。節2給料、節3職員手当等、節4共済費、節19負担金補助及び交付金は、それぞれ人事異動に伴う減額であります。なお、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照ください。説明欄(3)、総務一般事務経費、節13委託料、その他業務委託料、医療業務委託料は460万円の減額です。当初予算積算時には、北海道家庭医療学センターにおいて今年度の医師の派遣体制が定まっていなかったことから、最大値での予算を措置しました。このたび契約の締結を完了しましたので、不用額を減額するものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は857万7,000円を減額し、補正後の予算額を1億846万6,000円とするものであります。診療所会計の収支の均衡を保つよう一般病床分、救急病床分、その他運営補填分に分けてそれぞれの額を調整しております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第44号

○議長 長 日程第21、議案第44号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第44号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件であります。

1 ページ目をお開きください。第1条に総則、第2条では今回補正する収益的収支を定めております。

支出の部におきましては、営業費用で211万円を追加し、1億3,317万8,000円とするものであります。こちらは人事異動に係る給与費を増額計上しております。

続きまして、第3条では流用できない費用として給与費を定めており、211万円を追加し、1,828万3,000円とするものであります。こちらでも人事異動に係る給与費を増額計上しております。

また、3ページからは、予算説明として簡易水道事業特別会計にて計上する2名の給与費を記載しております。一般会計職員と同じ基準で計上しております。

その他の事項につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第45号

○議 長 次に、日程第22、議案第45号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第45号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件であります。

1 ページ目をお開きください。第1条に総則、第2条では今回補正する収益的収支を定めております。

収入の部では、営業外収益で209万3,000円を減額し、1億2,544万円とするものであります。こちらは、一般会計からの人事異動に係る財源補填分の繰入金を減額計上しております。

支出の部におきましては、営業費用で209万3,000円を減額し、1億7,873万3,000円とするものであります。こちらにも人事異動に係る給与費を減額計上しております。

続きまして、第3条では流用できない費用として給与費を定めており、209万3,000円を減額し、674万5,000円とするものであります。こちらにも人事異動に係る給与費の増額計上しております。

また、3ページからは、予算説明として公共下水道事業特別会計にて計上する1名の給与費を記載しております。一般会計職員と同じ基準で計上しております。

その他の事項につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月4日から6月5日までの2日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、6月4日から6月5日までの2日間休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 5時10分散会)